青森県障害福祉サービス実施計画

（ 第 6 期 計 画 ）

令和３年３月

青　森　県

だれもが、その人らしく自立し、地域で
安心して暮らせる共生社会をめざして

青森県では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を推進していくための指針として「第３次青森県障害者計画」（計画期間：平成２５年度～令和４年度）を策定し、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を基本理念として、障害者に関する各種施策を推進してきました。

また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる体制を構築するため、平成３０年３月に「青森県障害福祉サービス実施計画（第５期計画）」（計画期間：平成３０年度～令和２年度）を策定し、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の構築を計画的に進めてきました。

このたび、障害福祉サービス等に関する施策の更なる推進を図るため、第５期計画の実績等を踏まえて、新たな成果目標と目標達成のための推進方策を掲げた「青森県障害福祉サービス実施計画（第６期計画）」を策定しました。

県としましては、引き続き、市町村をはじめ、関係者の皆様の御協力をいただきながら取組を着実に進め、保健・医療・福祉・介護それぞれの機関の連携を一層強化するとともに、教育・就労分野における取組と一体となって、年齢や障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域の中で、誰もが共に支え合い、生きがいを持って自立し、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、多大なる御協力と貴重な御意見を賜りました青森県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

青森県知事　　三村　申吾

目　　　次

Ⅰ　はじめに
1　趣旨・・３
2　基本理念と基本的目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
3　計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
4　設定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
5　圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
6　他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
7　策定後の調査、分析及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

Ⅱ　障害保健福祉の現状と課題
1　障害者手帳所持者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
2　精神障害者の入退院の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
3　障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系・・・・・・・・・・・・・１１
4　障害福祉サービス事業者等の指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
5　第５期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
6　障害者の雇用・就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
7　特別支援教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
8　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数・・・・・・・２７
9　発達障害者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
10　第５期計画における本県の障害福祉に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅲ　成果目標と推進方策
1　計画の全体イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
2　地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
3　福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
4　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
5　福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
6　障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

Ⅳ　成果目標達成のための活動指標
1　指定障害福祉サービス等の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
2　指定障害者支援施設等の必要入所定員総数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
3　福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃・・・・・・・・・・・・・・・・４７
4　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数・・・・・・・４９
5　発達障害者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
6　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

Ⅴ　良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成
1　良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・５３
2　相談支援の提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
3　サービス提供に係る人材の養成及び資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
4　障害者の生活を支援する人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
5　障害者虐待防止のための職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

Ⅵ　地域生活支援事業等
1　市町村が実施する地域生活支援事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
2　県が実施する地域生活支援事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
3　各事業の見込量の確保のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

Ⅶ　教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組
1　教育行政における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
2　雇用行政における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
3　農業行政における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
4　福祉行政における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２

Ⅰ　はじめに

平成 18 年４月、障害のある人々が利用できるサービスを一元化し、障害者の地域生活と就労の推進を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、平成 24 年６月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、平成 25 年４月（一部は平成 26 年４月）に施行されました。

「障害者総合支援法」の主なポイントは、次のとおりです。

①　目的・理念

「自立」という表現に代わって「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害福祉サービスによる支援に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととした。

②　障害者の範囲の見直し

支援の対象として、身体障害者、知的障害者、精神障害者のほか、一定の難病（令和元年７月現在 361 疾病）の患者が加えられた。

③　障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」から障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」に改められた。

④　障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、ケアホームはグループホームに一元化された。また、「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象が拡大された。

⑤　地域生活支援事業の見直し

市町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加された。都道府県については、意思疎通支援を行う特に専門性の高い者の養成・派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る広域的な対応が必要な事業が追加された。

⑥　サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項を増やすほか、いわゆるＰＤＣＡサイクルにそって計画を見直すことを規定し、サービス提供体制を計画的に整備することとした。

⑦　検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方など幅広い内容について、法律施行後３年を目途に検討を行い、所要の措置を講ずることとした。

上記⑦検討規定を踏まえ、障害者が自らの望む地域生活を営むことができよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充を図るほか、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が平成 28 年５月に改正され、平成 30 年４月（一部は平成 28 年６月）に施行されました。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正の概要は、次のとおりです。

①　障害者の望む地域生活の支援

「自立生活援助」及び「就労定着支援」を新設するとともに、「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。また、低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減できる仕組みを設けることとした。

②　障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設するとともに、「保育所等訪問支援」について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。また、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるとともに、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとした。

③　サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。また、都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公開する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備することとした。

１　趣旨

この計画は、平成 25 年３月に策定した障害者施策推進の基本計画である「第３次青森県障害者計画」の基本理念（※）を踏まえ、次に掲げる点に配慮しつつ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、青森県における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保を図ることを目的としています。

（１）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ります。

（２）障害福祉サービスの充実と均てん化

身近な地域で、必要な時に適宜必要なサービスや支援が得られるなど、サービスの充実を図るとともに、地域間での障害福祉サービスの均てん化を図ります。

（３）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えることのできる体制を整備します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。

（６）障害者福祉人材の確保

安定的に障害福祉サービスの提供等を行っていくための人材育成等を推進します。

（７）障害者の地域における社会参加の推進

障害者の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動の参加等による障害者の社会参加の推進を図ります。

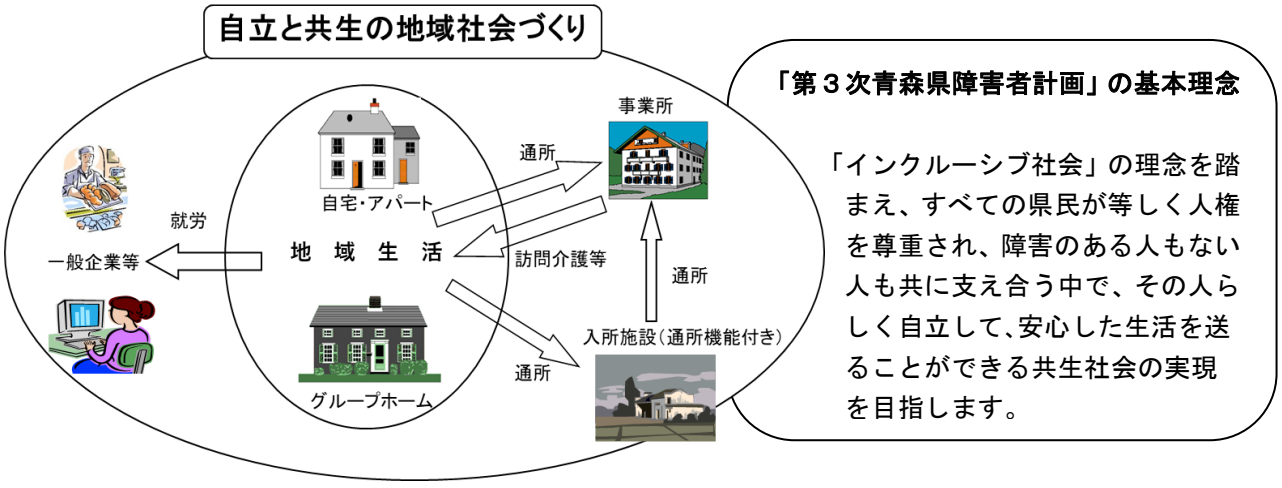

２　基本理念と基本的目標

（１）基本理念

障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします

（２）基本的目標

①　障害者がその人らしく自立できるようニーズに合った障害福祉サービスの充実及び質の向上

障害のある人が県内どこに住んでいても、その人らしく自立し必要なサービスが受けられるよう障害福祉サービスの充実、また質の向上を図ります。

②　障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進

障害者が自立し住み慣れた地域において生活できるよう、グループホーム等の充実を図り、障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行を推進します。

③　障害者が自立し安心した生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進

障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図られるような支援体制の整備に努めます。

④　障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の整備

保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築を図ります。

⑤　障害者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

障害者が安心した生活を送れるよう、専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに質の高い人材育成に努めます。

３　計画の性格と位置付け

・障害者総合支援法第 89 条第１項の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 第１項の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」
・障害者基本法第 11 条第２項の規定に基づき策定している「第３次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

４　設定期間

・令和３年度から令和５年度までの３年間とします。
・令和５年度には達成状況等を点検・評価するほか、毎年度中間評価を行います。これに伴い、計画における目標等について計画期間中でも見直す場合があります。

５　圏域の設定

障害保健福祉圏域については、第３次青森県障害者計画で定めている６つの圏域によることとします。なお、事業によっては圏域を越えて実施する場合があります。

（単位:人）

圏域名	圏域人口と手帳交付人数			構　成　市　町　村
	区　分	平成29年３月末	令和２年３月末	
青森地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		293,367	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
	身体障害者	14,426	13,296	
	知的障害者	2,717	2,929	
	精神障害者	2,778	3,220	
	障害者計	19,921	19,445	
津軽地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		275,654	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	身体障害者	14,241	13,161	
	知的障害者	2,562	2,706	
	精神障害者	2,522	2,710	
	障害者計	19,325	18,577	
八戸地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		307,306	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	身体障害者	13,467	12,866	
	知的障害者	3,262	3,556	
	精神障害者	2,955	3,021	
	障害者計	19,684	19,443	
西北五地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		119,605	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	身体障害者	6,901	6,457	
	知的障害者	1,407	1,455	
	精神障害者	1,148	1,173	
	障害者計	9,456	9,085	
下北地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		67,766	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	身体障害者	3,492	3,432	
	知的障害者	919	995	
	精神障害者	565	614	
	障害者計	4,976	5,041	
上十三地域障害保健福祉圏域	圏 域 人 口		166,837	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	身体障害者	7,748	7,468	
	知的障害者	1,742	1,843	
	精神障害者	1,351	1,499	
	障害者計	10,841	10,810	
合　　計	人　　口		1,230,535	
	身体障害者	60,275	56,680	
	知的障害者	12,609	13,484	
	精神障害者	11,319	12,237	
	障害者計	84,203	82,401	

※　圏域人口：令和２年10月１日県推計人口　　手帳人数：障害福祉課調査

障害保健福祉圏域図

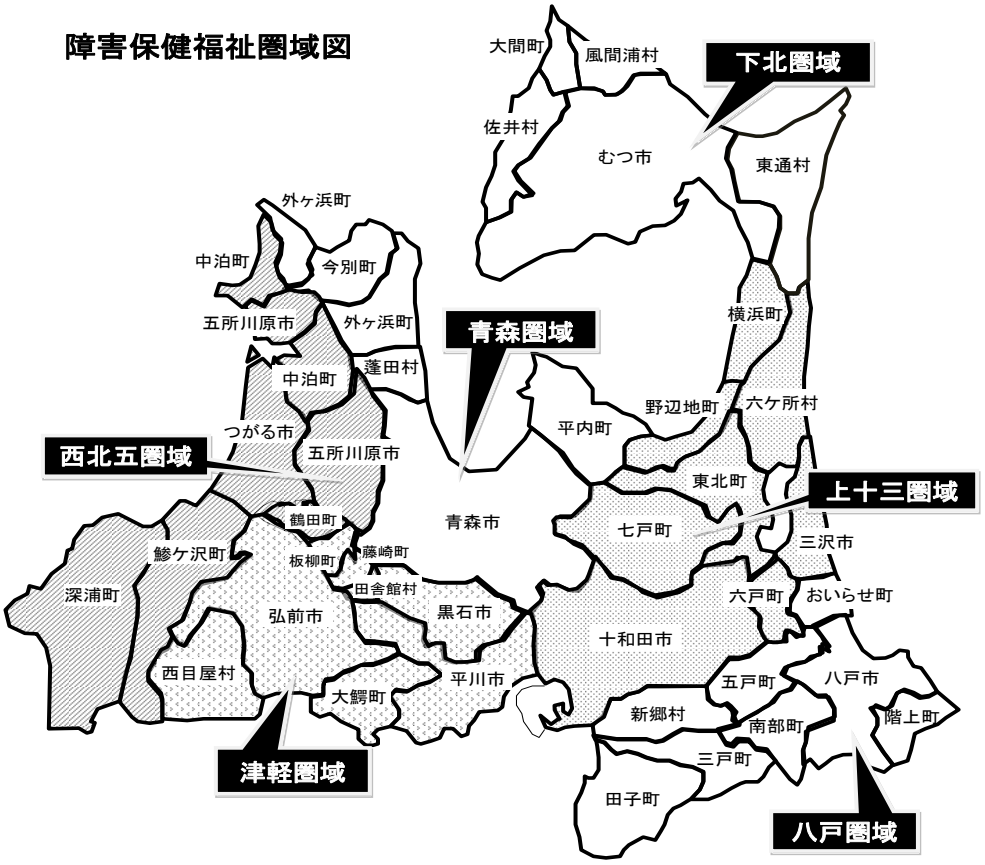

6　他計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」、「青森県地域福祉支援計画」、「青森県保健医療計画」、「青森県老人福祉計画」、「青森県介護保険事業支援計画」、「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」等との整合や調和を図っています。

7　策定後の調査、分析及び評価

本計画の推進にあたっては、成果目標、活動指標等について、毎年度、実績を調査し、障害者施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、青森県障害者施策推進協議会等の会議において、今後の計画の推進に向けた意見を伺うなど、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図ります。

Ⅱ　障害保健福祉の現状と課題

１　障害者手帳所持者の状況

青森県で交付している障害者手帳には、（１）身体障害者手帳、（２）愛護（療育）手帳（※）、（３）精神障害者保健福祉手帳の３種類があります。

手帳の交付状況の推移をみると、知的障害者及び精神障害者が増加傾向にあります。

※　青森県では、知的障害者に交付する手帳を「愛護手帳」という名称で使用しています。

（各年度末現在）　（人）

障害種別	H25年度	H28年度	R1年度	増加率（6年間）
身体障害者	62,341	60,275	56,680	△9.1%
知的障害者	11,805	12,609	13,484	14.2%
精神障害者	10,402	11,319	12,237	17.6%
合計	84,548	84,203	82,401	△2.5%

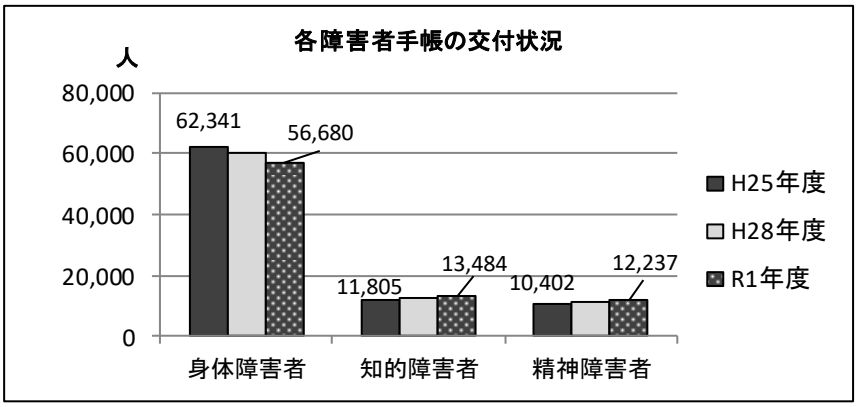

（１）身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を障害種別にみると、内部障害が増加傾向にあります。

（各年度末現在）　（人）

障害種別	H25年度	H28年度	R1年度	増加率（6年間）
視覚障害	3,805	3,592	3,354	△11.9%
聴覚・平衡機能障害	5,212	5,122	4,907	△5.9%
言語・音声機能障害	538	536	501	△6.9%
肢体不自由	33,747	31,506	28,420	△15.8%
内部障害	19,039	19,519	19,498	2.4%
合計	62,341	60,275	56,680	△9.1%

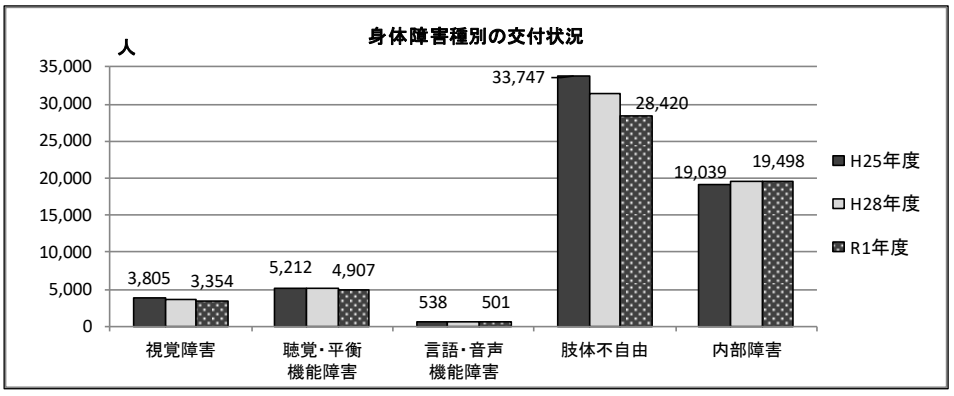

①　身体障害者（18 歳以上の者への交付者数）

令和２年３月 31 日現在の交付者数は 55,762 人で、構成比では視覚障害 6.0%、聴覚・平衡機能障害 8.6%、音声・言語機能障害 0.9%、肢体不自由 49.9%、内部障害 34.6%となっています。

（令和2年3月31日現在）　（人）

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		全国の構成比
視覚障害	1,389	866	196	240	366	269	3,326	(6.0%)	(6.5%)
聴覚・平衡機能障害	66	1,168	557	1,192	20	1,812	4,815	(8.6%)	(8.7%)
言語・音声機能障害	13	18	319	148	0	0	498	(0.9%)	(1.2%)
肢体不自由	7,144	5,834	4,650	6,924	2,296	972	27,820	(49.9%)	(52.1%)
内部障害	12,221	155	2,972	3,955			19,303	(34.6%)	(31.5%)
合計	20,833	8,041	8,694	12,459	2,682	3,053	55,762	(100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「福祉行政報告例」（平成30年度）に基づく

②　身体障害児（18 歳未満の児童への交付者数）

令和２年３月 31 日現在の交付者数は 918 人で、構成比では視覚障害 3.1%、聴覚・平衡機能障害 10.0%、音声・言語機能障害 0.3%、肢体不自由 65.4%、内部障害 21.2%となっています。

（令和2年3月31日現在）　（人）

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		全国の構成比
視覚障害	16	4	3	2	1	2	28	(3.1%)	(4.9%)
聴覚・平衡機能障害	0	39	21	8	0	24	92	(10.0%)	(15.6%)
言語・音声機能障害	1	0	0	2	0	0	3	(0.3%)	(0.8%)
肢体不自由	273	137	35	39	39	77	600	(65.4%)	(60.7%)
内部障害	97	1	39	58			195	(21.2%)	(18.0%)
合計	387	181	98	109	40	103	918	(100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「福祉行政報告例」（平成30年度）に基づく

（２）愛護（療育）手帳の交付状況

青森県では、知的障害者（児）に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種援護助成措置を受けやすくすることを目的として、昭和 49 年から愛護手帳（療育手帳）を交付しています。

令和２年３月 31 日現在の交付者数は 13,484 人で、性別では男 60.5%、女 39.5%、児者別では児 18.5%、者 81.5%、障害種別では重度 38.1%、中軽度 61.9%となっています。また、全体的に増加傾向にあります。

（令和2年3月31日現在）　（人）

	性　別		児 者 別		程 度 別		総 数
	男	女	児	者	A（重度）	B（中軽度）	
本県の人数	8,157	5,327	2,496	10,988	5,132	8,352	13,484
構成比	(60.5%)	(39.5%)	(18.5%)	(81.5%)	(38.1%)	(61.9%)	(100.0%)
全国の構成比	－	－	(25.1%)	(74.9%)	(37.1%)	(62.9%)	(100.0%)

※全国の構成比は「福祉行政報告例」（平成30年度）に基づく

※重度（Ａ）と中軽度（Ｂ）の区分について

愛護（療育）手帳は、県内児童相談所又は青森県障害者相談センター（知的障害者更生相談所）において、知的障害者と判定された方に対して交付されます。

	基　　準
重度（A）	①知能指数が概ね 35 以下であって、次のいずれかに該当すること ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする ・異食、興奮などの問題行動を有する ②知能指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等の身体障害等級が3級以上
中軽度（B）	重度（A）以外

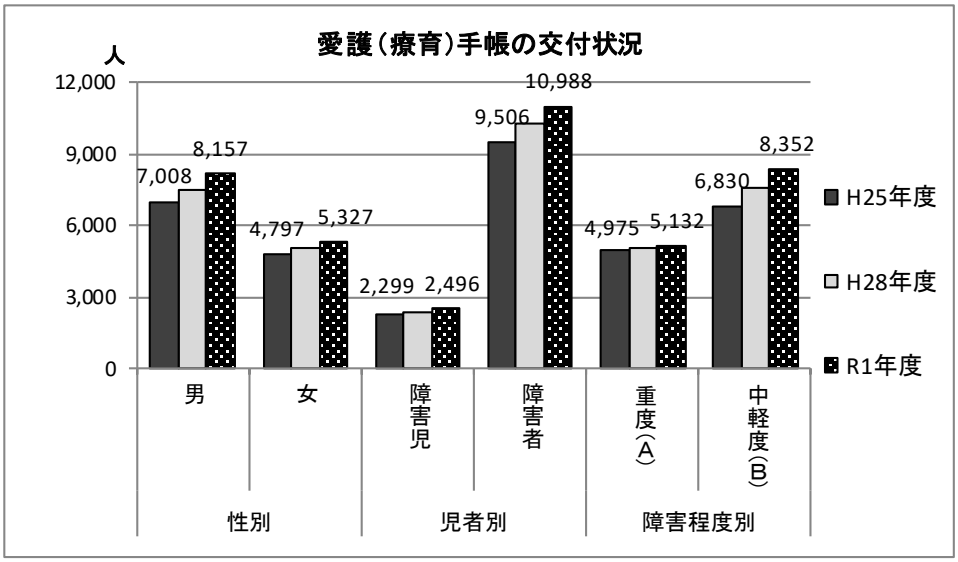

（３）精神障害者保健福祉手帳の交付状況

青森県では、精神障害者の保健福祉向上を目的として、平成７年 10 月から精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

令和２年３月 31 日現在の交付者数は 12,237 人で、１級、２級が多くを占め、２級、３級が増加傾向にあり、１級では減少傾向にあります。

（令和2年3月31日現在）　　（人）

等級別	交付者数		全国の構成比
1級	3,712	(30.3%)	(11.7%)
2級	6,775	(55.4%)	(59.3%)
3級	1,750	(14.3%)	(29.0%)
合計	12,237	(100.0%)	(100.0%)

※全国の構成比は「衛生行政報告例」（平成30年度）に基づく

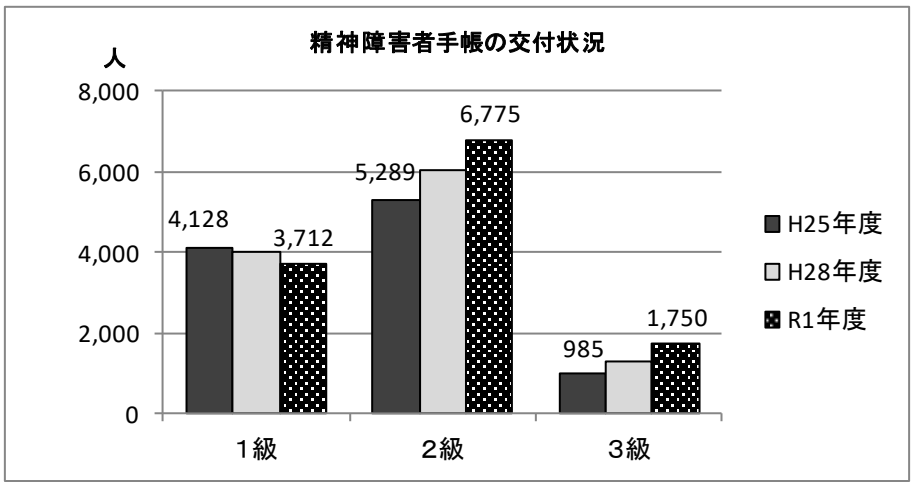

（４）重症心身障害児（者）の状況

令和２年３月 31 日現在の重症心身障害児（者）については、18 歳以上が 2,076 人、18 歳未満が 166 人となっています。

なお、重症心身障害児（者）については、判断基準を国が明確に示していないところであるが、「大島の分類」という方法で判断することが一般的とされており、当該分類に該当すると思われる「身体障害者手帳の肢体不自由（下肢１級、体幹１・２級）又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能１級）を所持し、愛護手帳（療育手帳）の重度（Ａ）を所持する者」についての状況です。

（令和２年３月 31 日現在、障害福祉課調査）（人）

	重症心身障害児（者）数
18 歳以上	2,076
18 歳未満	166
計	2,242

２　精神障害者の入退院の状況

精神科病院への入退院状況をみると、病床数及び在院患者数は概ね減少傾向にあります。

（各年度 12 月 31 日現在、障害福祉課調査）　（単位：箇所、人）

区　　分	H22 年度	H25 年度	H28 年度	R1 年度
病　院　数	27	27	27	26
病　床　数	4,577	4,511	4,453	4,342
前年末在院患者数	3,936	3,865	3,725	3,702
入院患者数※	5,730	6,085	5,971	5,777
退院患者数※	5,747	6,116	5,924	5,807
本年末在院患者数	3,919	3,834	3,772	3,672

※１月１日から 12 月 31 日までに入院（退院）した患者数

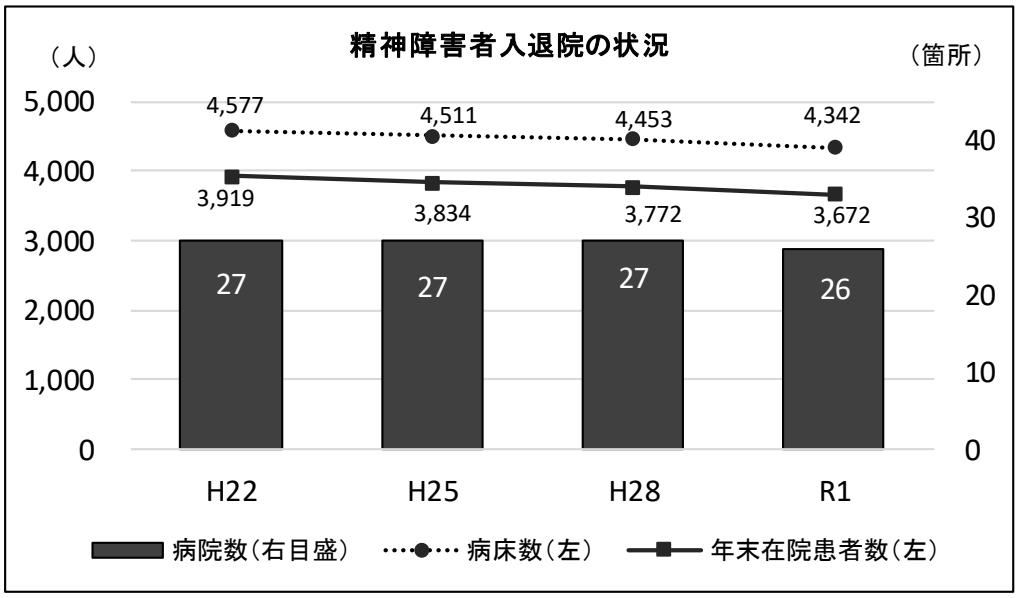

３　障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系

〖障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な給付システムの全体像〗

障害者を支援するサービスには、障害者総合支援法に基づいて個別に支給が行われる「自立支援給付」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」のうち介護給付と訓練等給付を「障害福祉サービス」といい、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付とでは、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障害児を支援するサービスとして、児童福祉法に基づいて行われる障害児の通所や入所、相談支援に係る給付があります。

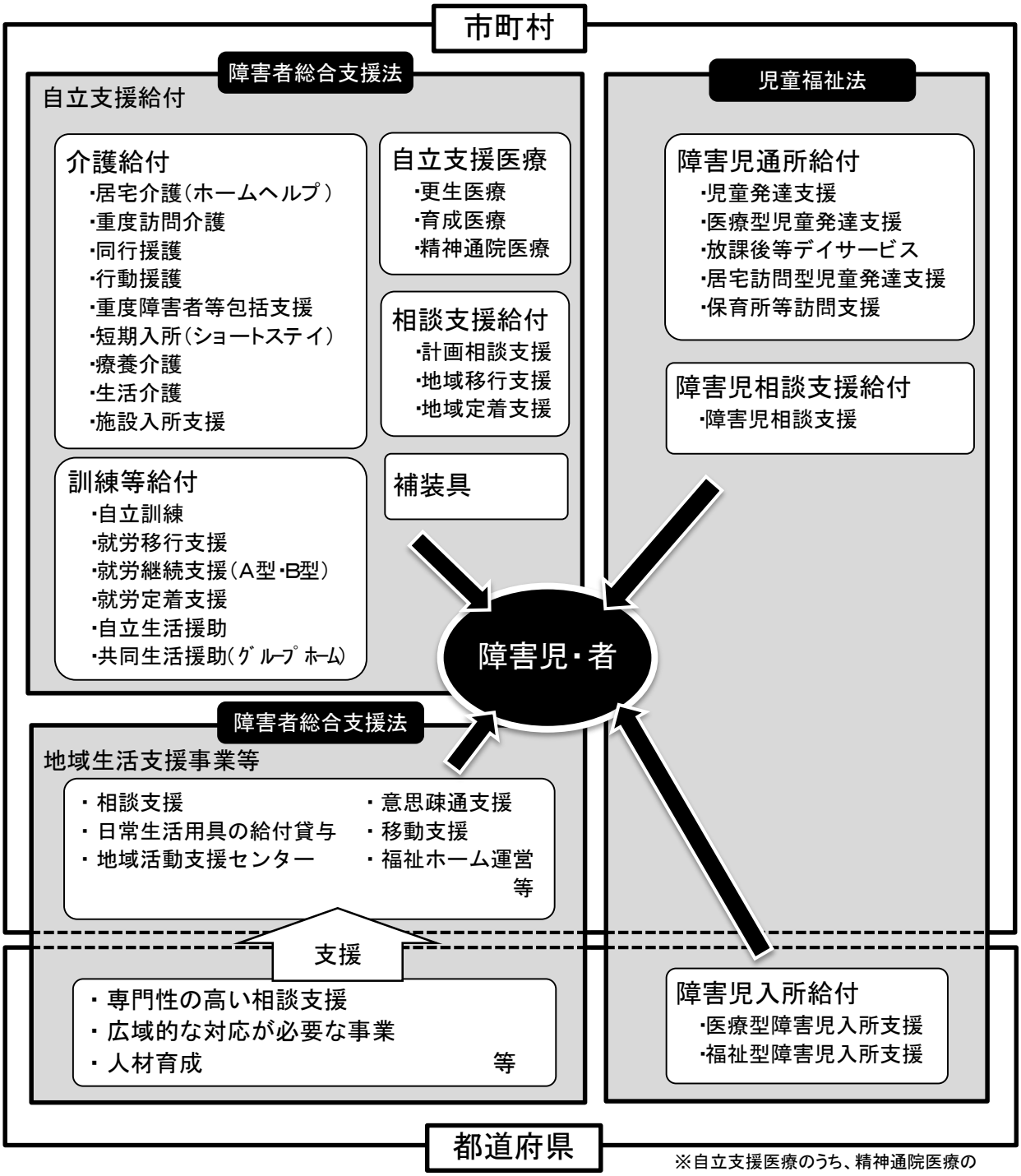

※自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

〖サービスの種類〗

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	日中活動系	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 （Ａ型=雇用型、Ｂ型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	居住系	自立生活援助	施設入所支援を利用していた者等に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。
		共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業		計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。
		地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。
		地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。
児童福祉法に基づくサービス		児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
		医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
		放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
		保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。
		医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
		福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。
		障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。

4　障害福祉サービス事業者等の指定の状況

〔指定障害福祉サービス事業者等の状況〕（令和 2 年 10 月 1 日現在、障害福祉課調査）

圏域	訪問系サービス		生活介護		自立訓練（機能訓練）		自立訓練（生活訓練）		就労移行支援		就労継続支援（A型）		就労継続支援（B型）		就労定着支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	100	－	42	1,549	4	103	9	166	7	95	23	383	49	945	3	－
津軽	187	－	39	1,233			7	81	8	78	20	368	37	758		－
八戸	74	－	43	1,083	1	10	7	88	6	68	23	384	63	1,283	1	－
西北五	109	－	19	558	3	30	4	42	4	24	10	165	27	524	1	－
下北	45	－	6	210			2	40	2	16	2	45	9	194	1	－
上十三	94	－	20	672			8	143	9	71	10	120	39	805	2	－
計	609	－	169	5,305	8	143	37	560	36	352	88	1,465	224	4,509	8	－

圏域	療養介護		短期入所（福祉型）		短期入所（医療型）		自立生活援助		共同生活援助		施設入所支援		計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	1	200	13	32	2	2			31	606	16	696	40	－	21	－	19	－
津軽			23	78			1		32	536	14	610	33	－	12	－	12	－
八戸	2	182	19	47	2	－			31	512	11	525	46	－	9	－	9	－
西北五			10	41					40	412	7	234	24	－	9	－	9	－
下北			9	42					5	51	4	150	7	－	3	－	3	－
上十三			13	30					26	279	9	448	28	－	15	－	15	－
計	3	382	87	270	4	2	1	0	165	2,396	61	2,663	178	－	69	－	67	－

圏域	児童発達支援		放課後等デイサービス		保育所等訪問支援		居宅訪問型児童発達支援		医療型児童発達（ｾﾝﾀｰ）		福祉型児童発達（ｾﾝﾀｰ）		医療型児童入所支援		福祉型児童入所支援		障害児相談支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	17	175	36	375	5	－	1	－	1	10	2	30	1	120	2	20	44	－
津軽	7	70	32	340	5	－		－			5	104			3	40	23	－
八戸	8	85	45	480	4	－		－	1	40	2	60	3	182	1	40	67	－
西北五	5	60	9	105	5	－	2	－			2	25			1	30	16	－
下北	2	20	6	68	1	－		－			1	12			1	30	5	－
上十三	11	130	21	250	1	－		－							1	40	26	－
計	50	540	149	1,618	21	－	3	－	2	50	12	231	4	302	9	200	181	－

〔事業者数の平成 29 年との比較〕　　（単位：箇所）

	訪問系サービス	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	療養介護	短期入所	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
H29年10月	750	146	4	37	51	85	192	4	85	147	63	89	66	66
R2年10月	609	169	8	37	36	88	224	3	91	165	61	178	69	67

	児童発達支援	放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	保育所等訪問支援	医療型児童発達(ｾﾝﾀｰ)	福祉型児童発達(ｾﾝﾀｰ)	医療型児童入所支援	福祉型児童入所支援	障害児相談支援
H29年10月	30	104	11	2	6	4	9	110
R2年10月	50	149	21	2	12	4	9	181

５　第５期計画の指定障害福祉サービス等の進捗状況

（１）第５期計画の成果目標に係る実績

第５期計画の成果目標			実　績（※1）	
内　　容		R2	R1	達成率
1	地域生活支援拠点等の整備	6 圏域に 各 1 箇所以上	1 箇所	16.7%
2	福祉施設の入所者の地域生活への移行			
	障害者支援施設から地域生活への移行者数	238 人	10 人 （H29-R1 で 33 人）	13.9%
	障害者支援施設入所者数 （H28 年度末時点の施設入所者数からの増減）	2,470 人 （-60 人）	2,412 人 （-118 人）	－
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 （圏域ごと） （市町村ごと）	 6 圏域 40 市町村	 6 圏域 16 市町村	 100.0% 40.0%
	精神科病院における１年以上の長期在院者数 （うち 65 歳以上） （うち 65 歳未満）	1,652 人 （△327 人） （1,076 人） （576 人）	（※3）1,975 人 （△4 人） （1,221 人） （754 人）	1.2%
	精神科病院入院後３ヶ月時点の退院率	69%	（※3）62%	89.9%
	精神科病院入院後６ヶ月時点の退院率	84%	（※3）80%	95.2%
	精神科病院入院後１年時点の退院率	90%	（※3）89%	98.9%
4	福祉施設（※2）から一般就労への移行			
	福祉施設から一般就労への移行者数	188 人	130 人	69.1%
	就労移行支援事業の利用者数	418 人	224 人	53.6%
	就労移行率３割以上の就労移行支援事業所	50%	18.4%	36.8%
	就労定着支援事業の１年後職場定着率	80%	94.4%	118.0%
5	障害児支援の提供体制の整備等			
	児童発達支援センターの設置	40 市町村 （圏域設置可）	5 圏域 8 市町村	83.3% 20.0%
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	40 市町村 （圏域設置可）	4 圏域 21 市町村	66.7% 62.5%
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	40 市町村 （圏域設置可）	4 圏域 6 市町村	66.7% 15.0%
	医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	（H30 年度末） 県域 2 圏域 40 市町村 （R2 年度末） 県域 6 圏域 －	（H30 年度末） 県域 2 圏域 10 市町村 （R1 年度末） 県域 3 圏域 11 市町村	 100.0% 100.0% 25.0% 100.0% 50.0% －

※1　「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のうち「精神科病院における１年以上の長期在院者数」「精神科病院入院後３ヶ月時点の退院率」「精神科病院入院後６ヶ月時点の退院率」「精神科病院入院後１年時点の退院率」は厚生労働省関係調査（630 調査、NDB データ）に基づく。それ以外は障害福祉課が実施した調査に基づく。（２）の各表においても同じ。

※2　生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所

※3　H29 の実績

（２）指定障害福祉サービス等の圏域ごとの状況

令和２年度の計画及び平成３０年度から令和２年度までの各年度の実績による１か月分のサービス量です。令和２年度の実績は見込値とし、さらに圏域人口千人当たりの実績量、計画に対する進捗率を掲載しています。

【訪問系サービス】

①　居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

利用者は減少傾向にあり、青森・西北五圏域と津軽・八戸・上十三圏域とではサービス量に較差が見られます。

（単位：時間）

訪問系	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	23,414	19,400	19,652	19,949	68.1	85.2%
津軽	276	10,702	7,947	7,801	7,752	28.1	72.4%
八戸	307	6,829	5,878	5,878	5,772	18.8	84.5%
西北五	120	5,667	5,448	5,344	5,205	43.4	91.8%
下北	68	2,974	2,172	2,221	2,207	32.5	74.2%
上十三	167	4,589	4,515	4,318	4,236	25.4	92.3%
計	1,231	54,175	45,360	45,214	45,121	36.7	83.3%
人数置換※		3,010	2,520	2,512	2,507		

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間数）で算定

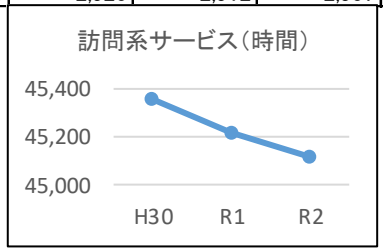

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑪短期入所事業（医療型）〕

自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）及び就労移行支援事業はほとんどの圏域で計画の見込値に比べ進捗率が低くなっており、就労継続支援Ａ型、Ｂ型では進捗率が多くの圏域で100%を超えています。

②　生活介護事業

（単位：人日）

生活介護	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	23,118	19,304	19,539	20,017	68.3	86.6%
津軽	276	19,128	17,733	18,928	18,281	66.2	95.6%
八戸	307	19,979	19,047	19,843	19,826	64.6	99.2%
西北五	120	12,496	11,752	11,722	11,384	94.9	91.1%
下北	68	6,613	4,966	5,094	5,652	83.1	85.5%
上十三	167	11,183	10,272	10,647	10,487	62.8	93.8%
計	1,231	92,517	83,074	85,773	85,647	69.6	92.6%
人数置換※		4,626	4,154	4,289	4,282		

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

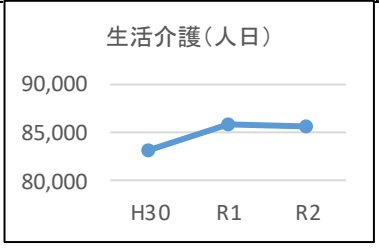

③　自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

機能訓練	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	31	0	4	5	0.0	16.1%
津軽	276	123	14	26	18	0.1	14.6%
八戸	307	107	7	35	35	0.1	32.7%
西北五	120	151	131	195	143	1.2	94.7%
下北	68	0	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	305	27	8	19	0.1	6.2%
計	1,231	717	179	268	220	0.2	30.7%
人数置換※		36	9	13	11		

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

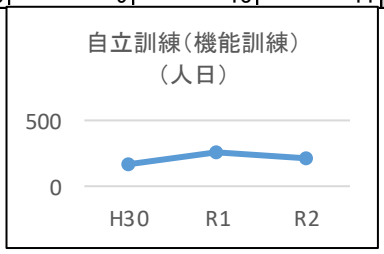

④　自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

生活訓練	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	678	468	583	553	1.9	81.6%
津軽	276	916	636	421	397	1.4	43.3%
八戸	307	1,241	318	462	602	2.0	48.5%
西北五	120	805	214	159	140	1.2	17.4%
下北	68	578	486	448	632	9.3	109.3%
上十三	167	1,726	1,752	1,239	1,069	6.4	61.9%
計	1,231	5,944	3,874	3,312	3,393	2.8	57.1%
人数置換※		297	194	166	170		

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

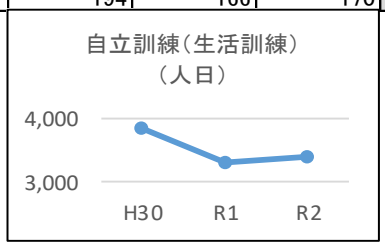

⑤　就労移行支援事業

（単位：人日）

就労移行支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	1,345	1,162	1,306	1,364	4.7	101.4%
津軽	276	1,287	647	923	682	2.5	53.0%
八戸	307	1,582	794	734	905	2.9	57.2%
西北五	120	1,570	534	309	217	1.8	13.8%
下北	68	431	134	162	287	4.2	66.6%
上十三	167	1,309	549	254	216	1.3	16.5%
計	1,231	7,524	3,820	3,688	3,671	3.0	48.8%
人数置換※		418	212	205	204		

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

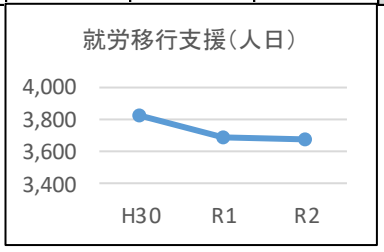

⑥　就労継続支援Ａ型事業

（単位：人日）

就労継続A	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	13,409	7,502	7,645	7,730	26.4	57.6%
津軽	276	6,910	5,987	6,810	7,365	26.7	106.6%
八戸	307	6,307	5,897	6,590	6,774	22.1	107.4%
西北五	120	4,195	3,449	3,299	3,440	28.7	82.0%
下北	68	744	584	624	787	11.6	105.8%
上十三	167	1,613	1,495	1,660	1,637	9.8	101.5%
計	1,231	33,178	24,914	26,628	27,733	22.5	83.6%
人数置換※		1,843	1,384	1,479	1,541		

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

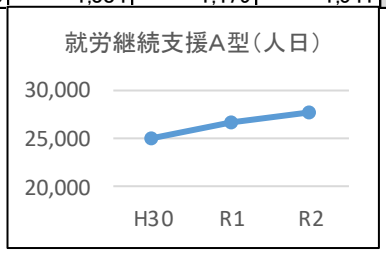

⑦　就労継続支援Ｂ型事業

（単位：人日）

就労継続B	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	19,436	13,042	13,641	13,934	47.6	71.7%
津軽	276	12,413	11,581	12,558	12,587	45.6	101.4%
八戸	307	23,013	19,695	20,318	21,013	68.4	91.3%
西北五	120	8,137	8,375	9,709	9,803	81.7	120.5%
下北	68	4,574	3,455	3,762	4,599	67.6	100.5%
上十三	167	12,805	11,435	11,807	10,988	65.8	85.8%
計	1,231	80,378	67,583	71,795	72,924	59.2	90.7%
人数置換※		4,465	3,755	3,989	4,051		

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

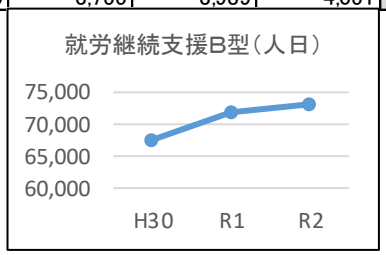

⑧　就労定着支援事業

（単位：人）

就労定着	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	32	7	25	36	0.1	112.5%
津軽	276	42	0	0	0	0.0	0.0%
八戸	307	48	0	0	6	0.0	12.5%
西北五	120	17	1	4	3	0.0	17.6%
下北	68	5	0	3	3	0.0	60.0%
上十三	167	33	0	5	6	0.0	18.2%
計	1,231	177	8	37	54	0.0	30.5%

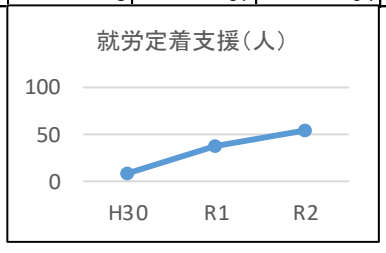

⑨　療養介護事業

（単位：人）

療養介護	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	72	62	57	58	0.2	80.6%
津軽	276	48	43	45	45	0.2	93.8%
八戸	307	71	71	74	73	0.2	102.8%
西北五	120	41	36	38	40	0.3	97.6%
下北	68	17	17	17	17	0.3	100.0%
上十三	167	48	45	45	45	0.3	93.8%
計	1,231	297	274	276	278	0.2	93.6%

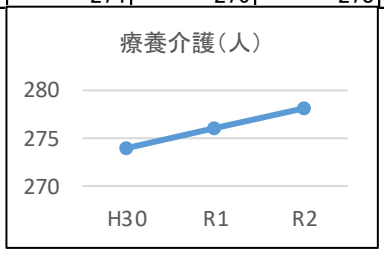

⑩　短期入所事業（福祉型）

（単位：人日）

短期入所（福祉型）	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	806	360	375	375	1.3	46.5%
津軽	276	971	665	684	673	2.4	69.3%
八戸	307	994	474	585	581	1.9	58.5%
西北五	120	926	528	548	498	4.2	53.8%
下北	68	313	222	196	159	2.3	50.8%
上十三	167	229	183	223	232	1.4	101.3%
計	1,231	4,239	2,432	2,611	2,518	2.0	59.4%
人数置換※		424	243	261	252		

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

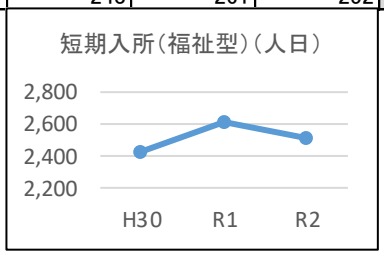

⑪　短期入所事業（医療型）

（単位：人日）

短期入所（医療型）	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	148	61	54	62	0.2	41.9%
津軽	276	102	38	39	39	0.1	38.2%
八戸	307	80	24	31	61	0.2	76.3%
西北五	120	20	12	15	34	0.3	170.0%
下北	68	20	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	23	7	7	0	0.0	0.0%
計	1,231	393	142	146	196	0.2	49.9%
人数置換※		39	14	15	20		

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

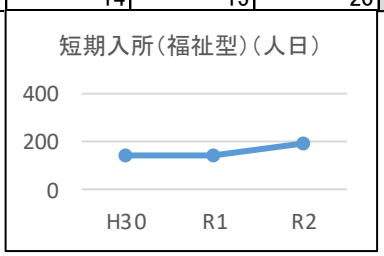

【居住系サービス】〔(⑫自立生活援助事業～⑭施設入所支援事業〕

地域生活への移行推進により、共同生活援助事業の利用者は増加傾向にあり、進捗率は県全体でほぼ 100%となっていますが、施設入所支援事業の利用者（施設入所者数）については、ほぼ横ばいで推移しています。

⑫　自立生活援助事業

（単位：人）

自立生活援助	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	11	0	0	0	0.0	0.0%
津軽	276	41	0	0	2	0.0	4.9%
八戸	307	14	0	4	2	0.0	14.3%
西北五	120	9	0	0	0	0.0	0.0%
下北	68	6	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	8	0	0	0	0.0	0.0%
計	1,231	89	0	4	4	0.0	4.5%

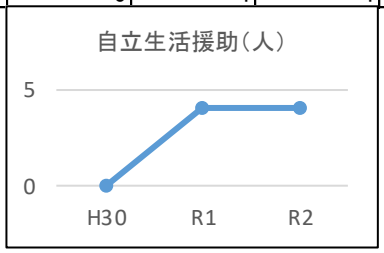

⑬　共同生活援助事業

（単位：人）

共同生活援助	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	294	319	347	364	1.2	123.8%
津軽	276	374	353	392	424	1.5	113.4%
八戸	307	450	421	420	432	1.4	96.0%
西北五	120	377	330	370	383	3.2	101.6%
下北	68	101	101	106	109	1.6	107.9%
上十三	167	305	256	245	250	1.5	82.0%
計	1,231	1,901	1,780	1,880	1,962	1.6	103.2%

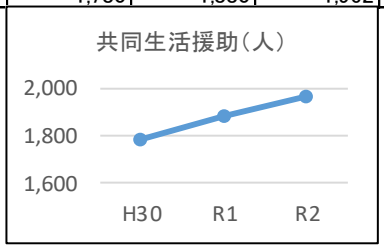

⑭　施設入所支援事業

（単位：人）

施設入所支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	539	629	591	626	2.1	116.1%
津軽	276	503	493	473	502	1.8	99.8%
八戸	307	521	514	478	512	1.7	98.3%
西北五	120	313	291	300	319	2.7	101.9%
下北	68	203	212	193	197	2.9	97.0%
上十三	167	391	399	377	401	2.4	102.6%
計	1,231	2,470	2,538	2,412	2,557	2.1	103.5%

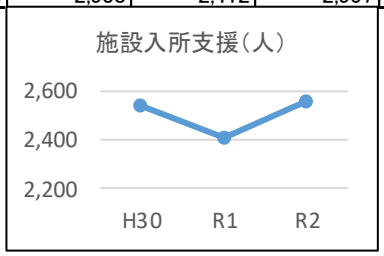

【相談支援】〔⑮計画相談支援事業～⑰地域定着支援事業〕

地域相談支援事業（地域移行支援事業・地域定着支援事業）は、利用者が少ない状況にあり、今後地域移行を進めるために利用の促進を図る必要があります。

⑮　計画相談支援事業

（単位：人）

計画相談支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	504	522	590	601	2.1	119.2%
津軽	276	421	297	450	376	1.4	89.3%
八戸	307	576	591	733	737	2.4	128.0%
西北五	120	419	367	408	366	3.1	87.4%
下北	68	162	672	667	676	9.9	417.3%
上十三	167	397	460	475	414	2.5	104.3%
計	1,231	2,479	2,909	3,323	3,170	2.6	127.9%

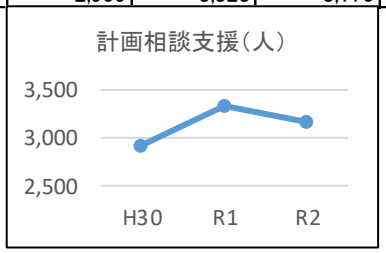

⑯　地域移行支援事業

（単位：人）

地域移行支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	21	10	9	9	0.0	42.9%
津軽	276	25	5	4	4	0.0	16.0%
八戸	307	9	0	0	1	0.0	11.1%
西北五	120	6	2	3	2	0.0	33.3%
下北	68	11	1	4	4	0.1	36.4%
上十三	167	6	1	2	2	0.0	33.3%
計	1,231	78	19	22	22	0.0	28.2%

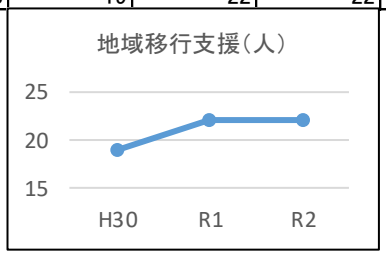

⑰　地域定着支援事業

（単位：人）

地域定着支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	21	2	2	2	0.0	9.5%
津軽	276	41	25	21	24	0.1	58.5%
八戸	307	9	2	3	4	0.0	44.4%
西北五	120	6	0	0	0	0.0	0.0%
下北	68	8	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	6	0	10	10	0.1	166.7%
計	1,231	91	29	36	40	0.0	44.0%

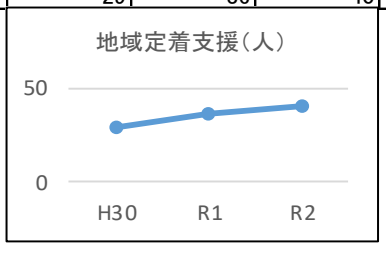

【障害児通所・入所・相談支援】〔⑱児童発達支援事業～㉕障害児相談支援事業〕

ほぼ全てのサービスで増加傾向にあります。

⑱　児童発達支援事業

（単位：人日）

児童発達支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	2,808	1,556	1,540	1,791	6.1	63.8%
津軽	276	1,843	1,884	2,039	1,952	7.1	105.9%
八戸	307	2,123	1,695	1,779	1,962	6.4	92.4%
西北五	120	661	470	535	510	4.3	77.2%
下北	68	228	130	230	494	7.3	216.7%
上十三	167	709	771	836	801	4.8	113.0%
計	1,231	8,372	6,506	6,959	7,510	6.1	89.7%
人数置換※		698	542	580	626		

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

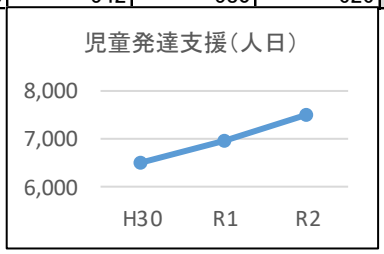

⑲　医療型児童発達支援事業

（単位：人日）

医療型児童発達支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	98	65	48	47	0.2	48.0%
津軽	276	41	5	0	3	0.0	7.3%
八戸	307	196	170	140	157	0.5	80.1%
西北五	120	24	0	0	10	0.1	41.7%
下北	68	7	3	5	0	0.0	0.0%
上十三	167	58	30	44	31	0.2	53.4%
計	1,231	424	273	237	248	0.2	58.5%
人数置換※		71	46	40	41		

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

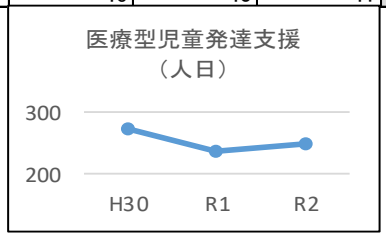

⑳　放課後等デイサービス事業

（単位：人日）

放課後等デイサービス	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	6,838	4,785	4,896	5,415	18.5	79.2%
津軽	276	7,497	6,471	6,401	7,015	25.4	93.6%
八戸	307	8,090	7,196	6,782	7,908	25.8	97.8%
西北五	120	2,282	1,773	1,833	2,195	18.3	96.2%
下北	68	1,065	833	914	1,182	17.4	111.0%
上十三	167	3,949	3,102	3,149	3,375	20.2	85.5%
計	1,231	29,721	24,160	23,975	27,090	22.0	91.1%
人数置換※		2,477	2,013	1,998	2,258		

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

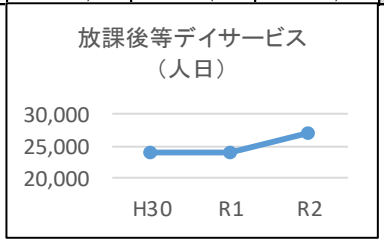

㉑　保育所等訪問支援事業

（単位：人日）

保育所等訪問支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	20	1	45	134	0.5	670.0%
津軽	276	24	14	15	16	0.1	66.7%
八戸	307	35	3	2	7	0.0	20.0%
西北五	120	29	15	35	69	0.6	237.9%
下北	68	21	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	64	13	0	0	0.0	0.0%
計	1,231	193	46	97	226	0.2	117.1%
人数置換※		97	23	49	113		

※1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定

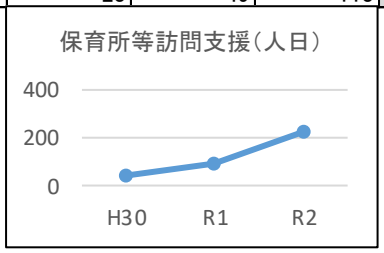

㉒　居宅訪問型児童発達支援事業

（単位：人日）

居宅訪問型児童発達支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	29	0	0	0	0.0	0.0%
津軽	276	76	0	0	0	0.0	0.0%
八戸	307	78	3	0	3	0.0	3.8%
西北五	120	13	0	0	0	0.0	0.0%
下北	68	10	0	0	0	0.0	0.0%
上十三	167	34	0	0	0	0.0	0.0%
計	1,231	240	3	0	3	0.0	1.3%
人数置換※		40	1	0	1		

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

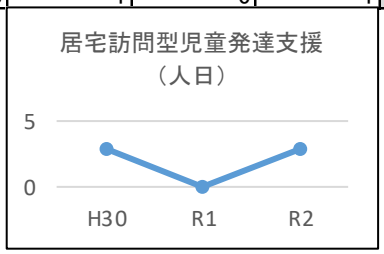

㉓　医療型児童入所支援事業

（単位：人）

医療型児童入所支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
計	1,246	55	55	55	59	0.0	107.3%

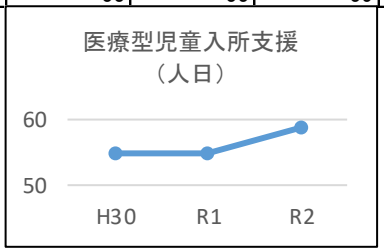

㉔　福祉型児童入所支援事業

（単位：人）

福祉型児童入所支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
計	1,246	123	106	105	125	0.1	101.6%

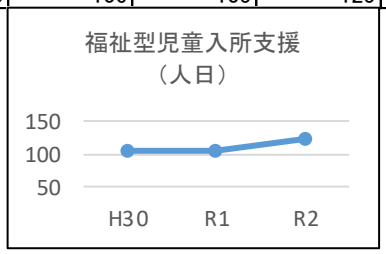

㉕　障害児相談支援事業

（単位：人）

障害児相談支援	人口(千)	R2計画	H30	R1	R2	R2/人口千人	進捗率
青森	293	315	118	319	368	1.3	116.8%
津軽	276	118	94	129	132	0.5	111.9%
八戸	307	146	88	134	164	0.5	112.3%
西北五	120	70	59	62	56	0.5	80.0%
下北	68	13	85	115	133	2.0	1023.1%
上十三	167	153	130	159	167	1.0	109.2%
計	1,231	815	574	918	1,020	0.8	125.2%

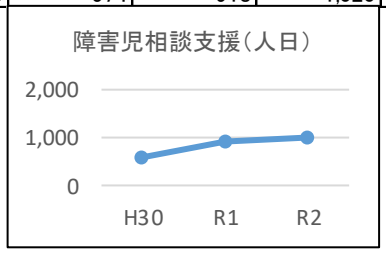

６　障害者の雇用・就業の状況

（１）特別支援学校高等部卒業者の進路の状況（青森県教育庁）

特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について、令和元年度でみると一般事業所等への就職者は 103 人で、卒業者に対する割合は 39.8%です。就職者数は横ばいですが、卒業者数に対する割合は全国を上回る状況にあります。

（各年度末）　　（単位：人）

進　路	H29 年度		H30 年度		R1 年度		【参考】全国の状況（割合）（R1 年度末）
		卒業者数に対する割合		卒業者数に対する割合		卒業者数に対する割合	
就職者数	101	39.5%	85	36.0%	103	39.8%	32.3%
進学	8	3.1%	4	1.7%	4	1.5%	3.2%
福祉施設	135	52.7%	143	60.6%	134	51.7%	60.6%
家庭・病院等	12	4.7%	4	1.7%	18	7.0%	3.9%
卒業者数	256	100.0%	236	100.0%	259	100.0%	100.0%

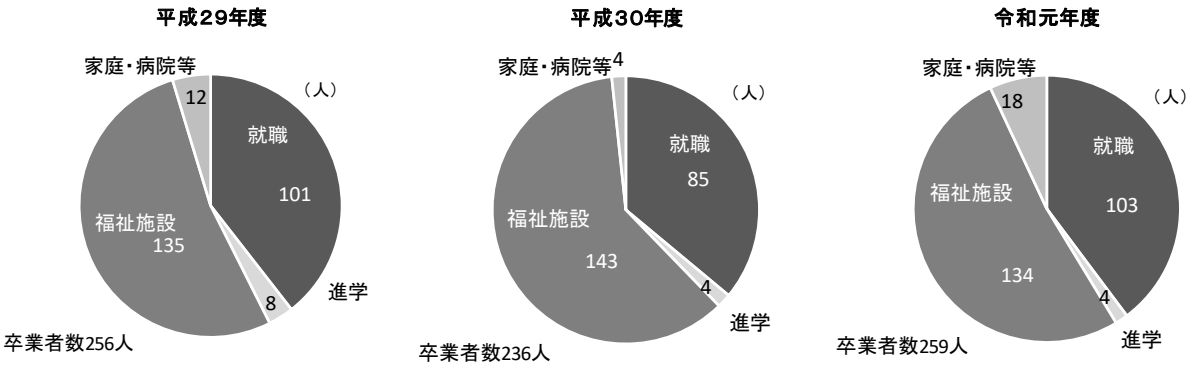

（２）障害者職業紹介状況（青森労働局）

障害者の新規求職申込件数、紹介件数、就職件数は全体的に微増傾向にあり、令和元年度の新規求職申込件数は 2,412 件、就職件数 1,282 件となっています。精神障害者については求職申込件数、紹介件数、就職件数のいずれも増加傾向にあります。

また、求職する障害者の約 50%が就職しており、全国を上回る状況にあります。

〔障害者の就職状況〕（各年度末）　　（単位：件）

種別	区分	H29年度		H30年度		R1年度	
		件数	就職率	件数	就職率	件数	就職率
身体障害者	新規求職申込件数	601	50.6%	598	50.3%	690	43.8%
	紹介件数	983		1,015		1,077	
	就職件数	304		301		302	
知的障害者	新規求職申込件数	382	67.5%	358	57.5%	431	55.7%
	紹介件数	433		415		439	
	就職件数	258		206		240	
精神障害者	新規求職申込件数	888	61.5%	989	60.9%	1,049	58.3%
	紹介件数	1,617		1,832		1,810	
	就職件数	546		602		612	
その他障害者	新規求職申込件数	198	50.5%	172	65.7%	242	52.9%
	紹介件数	341		351		355	
	就職件数	100		113		128	
合計	新規求職申込件数	2,069	58.4%	2,117	57.7%	2,412	53.2%
	紹介件数	3,374		3,613		3,681	
	就職件数	1,208		1,222		1,282	
全国の状況	新規求職申込件数	202,143	48.4%	211,271	48.4%	223,229	46.2%
	就職件数	97,814		102,318		103,163	

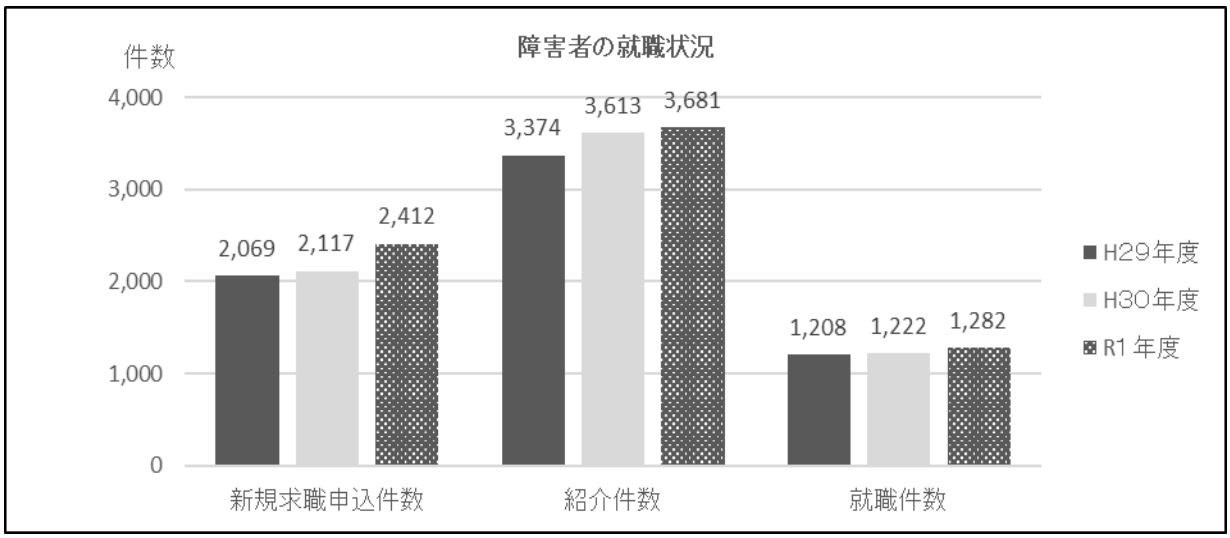

（３）福祉施設から一般就労への移行

関係機関と連携し、障害者の一般就労を推進します。

①　障害者に対する職業訓練の受講　（青森県商工労働部）

	H28 年度	R1 年度
障害者に対する職業訓練の受講者数（人）	38	59

②　福祉施設から公共職業安定所への誘導

	H28 年度	R1 年度
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数（人）	133	149

③　福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

	H28 年度	R1 年度
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数（人）	104	107

④　公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

	H28 年度	R1 年度
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数（人）	79	97

（４）県内就労継続支援事業所の平均賃金（工賃）の状況

（各年度末、障害福祉課調査）　（単位：（月額）円）

	H29 年度	H30 年度	R1 年度
就労継続支援Ａ型	62,496	63,777	68,907
就労継続支援Ｂ型	13,559	14,136	14,549

7　特別支援教育の状況

（１）特別支援学校の在籍者数の状況（青森県教育庁）

特別支援学校の在籍者数について、令和２年度でみると幼稚部、小学部、中学部、高等部の合計で 1,704 人となっており、過去５年でほぼ横ばいに推移しています。

（各年度5月1日現在　単位：人）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増加率（5年間）
幼稚部	14	14	13	13	14	0.0%
小学部	471	473	488	521	556	18.0%
中学部	410	397	386	362	356	△13.2%
高等部	801	775	785	801	778	△2.9%
合計	1,696	1,659	1,672	1,697	1,704	0.5%

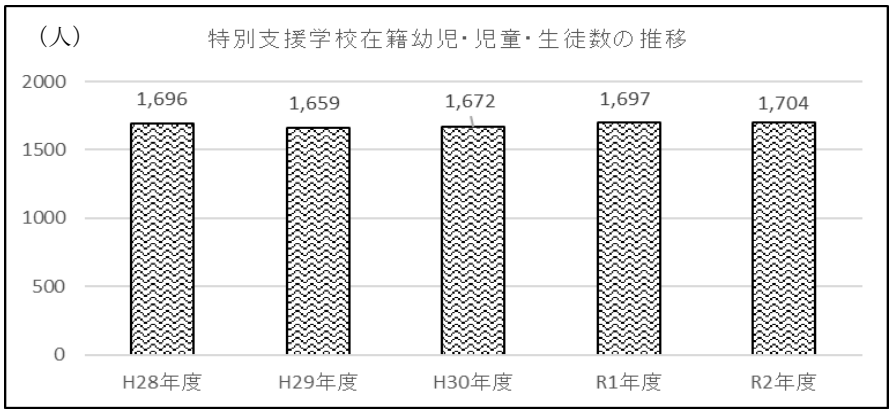

（２）小・中学校における特別支援学級の在籍者数の状況（青森県教育庁）

小・中学校における特別支援学級の在籍者数について、令和２年度でみると小学校が 2,006 人、中学校が 801 人となっており、増加傾向にあります。

（各年度5月1日現在　単位：人）

校　種	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増加率（5年間）
小学校	1,297	1,443	1,592	1,774	2,006	54.7%
中学校	685	672	671	714	801	16.9%
合計	1,982	2,115	2,263	2,488	2,807	41.6%

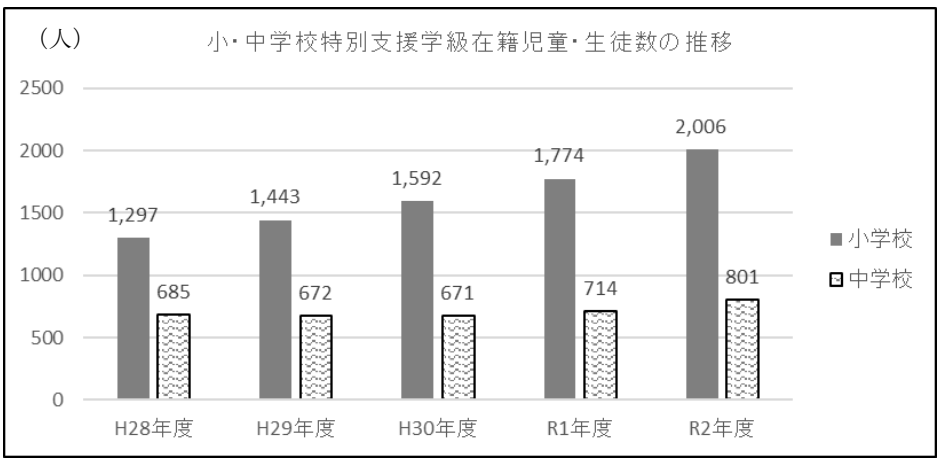

（３）特別支援学校等の医療的ケア児の在籍者数の状況（文部科学省）

特別支援学校及び小・中学校における医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の在籍者数について、令和元年度でみると特別支援学校が 63 人、小学校が９人、中学校が２人となっています。

なお、文部科学省では、小・中学校における医療的ケア児の都道府県毎の在籍者数を平成 27 年度から公表しています。

（各年度5月１日現在　単位:人）

校　種	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
特別支援学校	80	80	76	63
小学校	3	6	9	9
中学校	0	0	0	2
合計	83	86	85	74

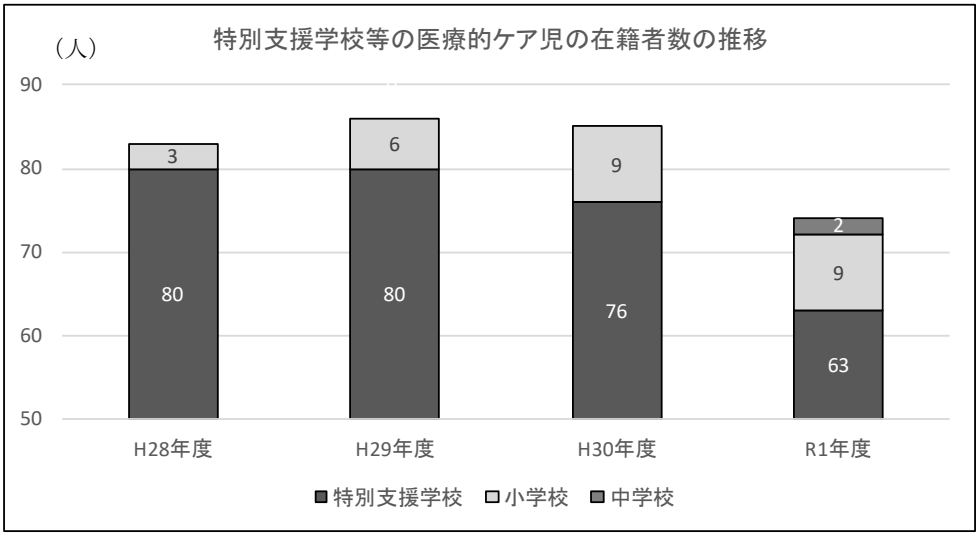

８　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村において関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の人数です。

	H30 年度	R1 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成者数（人）	34	30

９　発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援に関する各取組については、発達障害者支援センターのこれまでの取組の実績による数値です。

①　発達障害者支援地域協議会の開催

	H30 年度	R1 年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数（回）	7	3

②　発達障害者支援センターによる相談支援

	H30 年度	R1 年度
発達障害者支援センターによる相談件数(件)	4,566	4,325

③　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

	H30 年度	R1 年度
発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言件数（件）	167	143

④　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

	H30 年度	R1 年度
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	162	144

１０　第５期計画における本県の障害福祉に関する課題

（１）障害福祉サービス等の充実

障害者数の増加に伴い、障害福祉サービスを充実する必要があり、地域間でサービス量に較差があることから、障害福祉サービスの均てん化が必要です。また、本県の障害福祉サービスの利用者数については、全国平均に比べ、①訪問系サービスの利用者が少ない、②短期入所の利用者が少ない、③施設入所支援の利用者が多い、という傾向があります。障害者が地域生活に移行し、家庭やグループホームにおいて自立した生活をするには、ホームヘルプなどの訪問系サービスの充実や、在宅生活において家族の支援が受けられない場合等の支援として短期入所の充実が必要です。

障害児通所支援等の利用者数については、全国平均に比べ、児童発達支援の利用者が少ない傾向にあります。障害のある児童の支援については、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供することが重要であり、身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の充実が必要です。

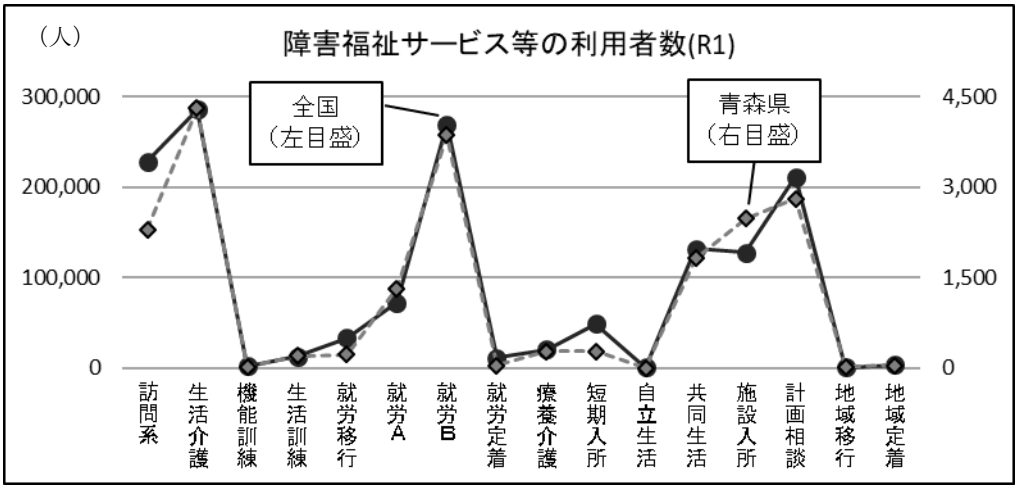

国保連データ(R2.3)等より

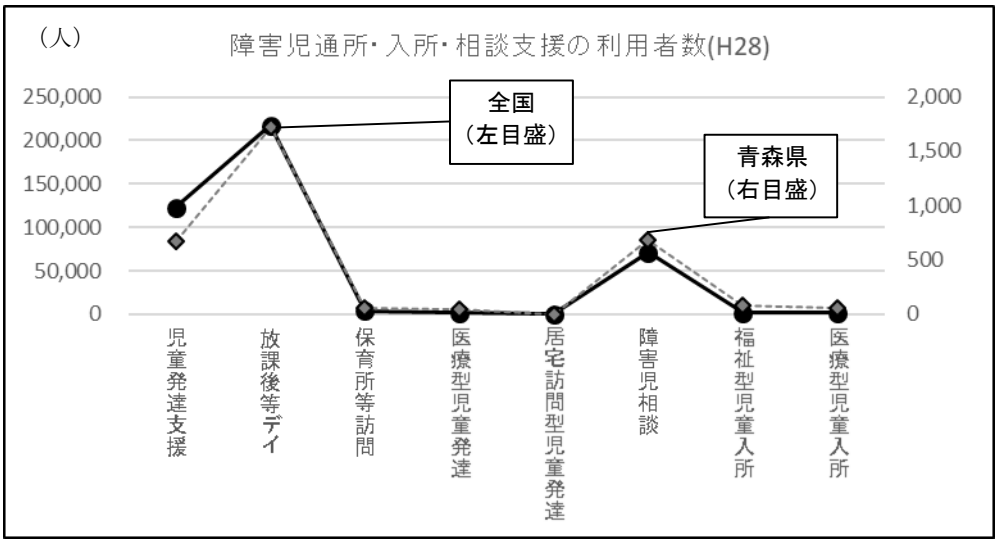

国保連データ(R2.3)等より

（２）障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行

本県の障害者支援施設の入所者はほぼ横ばいで推移していますが、人口 10 万人当たりの入所者者数は全国平均に比べるとかなり多い状況にあります。また、精神科病院における１年以上の在院者数も減少傾向にありますが、人口 10 万人当たりの在院者数は全国平均に比べると多い状況にあります。地域生活への移行推進に当たっては、地域で生活しやすい環境を整備することが大切であるため、在宅での生活を支援する障害福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活上の利便性や社会参加を高める地域生活支援事業等の取組を推進する必要があります。

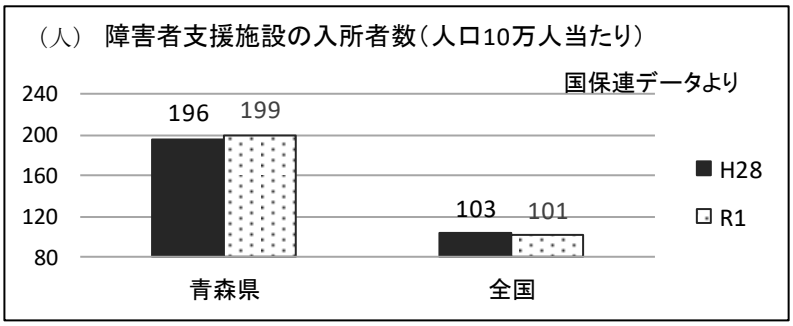

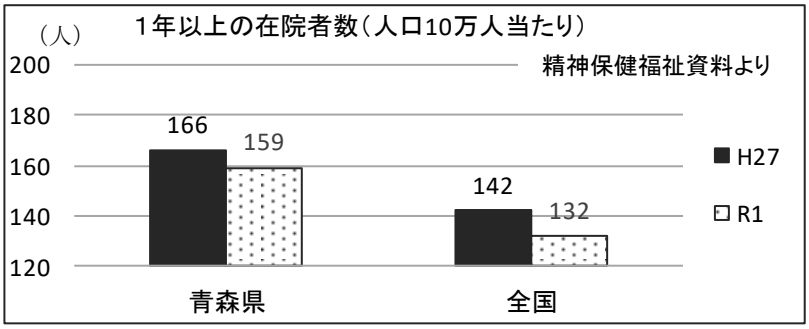

（３）福祉施設における一般就労への移行

本県の福祉施設から一般就労した障害者の数は増加傾向にありますが、人口 10 万人当たりの人数は全国平均に比べると少ない状況となっています。障害者の自己決定を尊重し、一般就労を希望している障害者が一人でも多く就職し、また職場に定着できるよう、就労系サービスの充実を図るとともに、雇用施策との連携を図りながら就労に向けた適切な支援を進める必要があります。

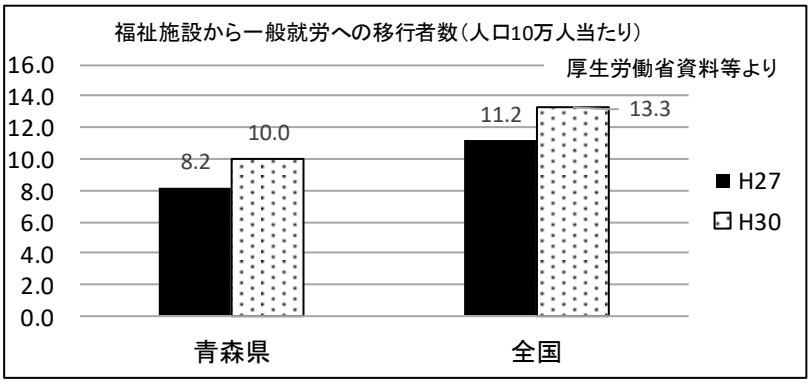

Ⅲ　成果目標と推進方策

１　計画の全体イメージ

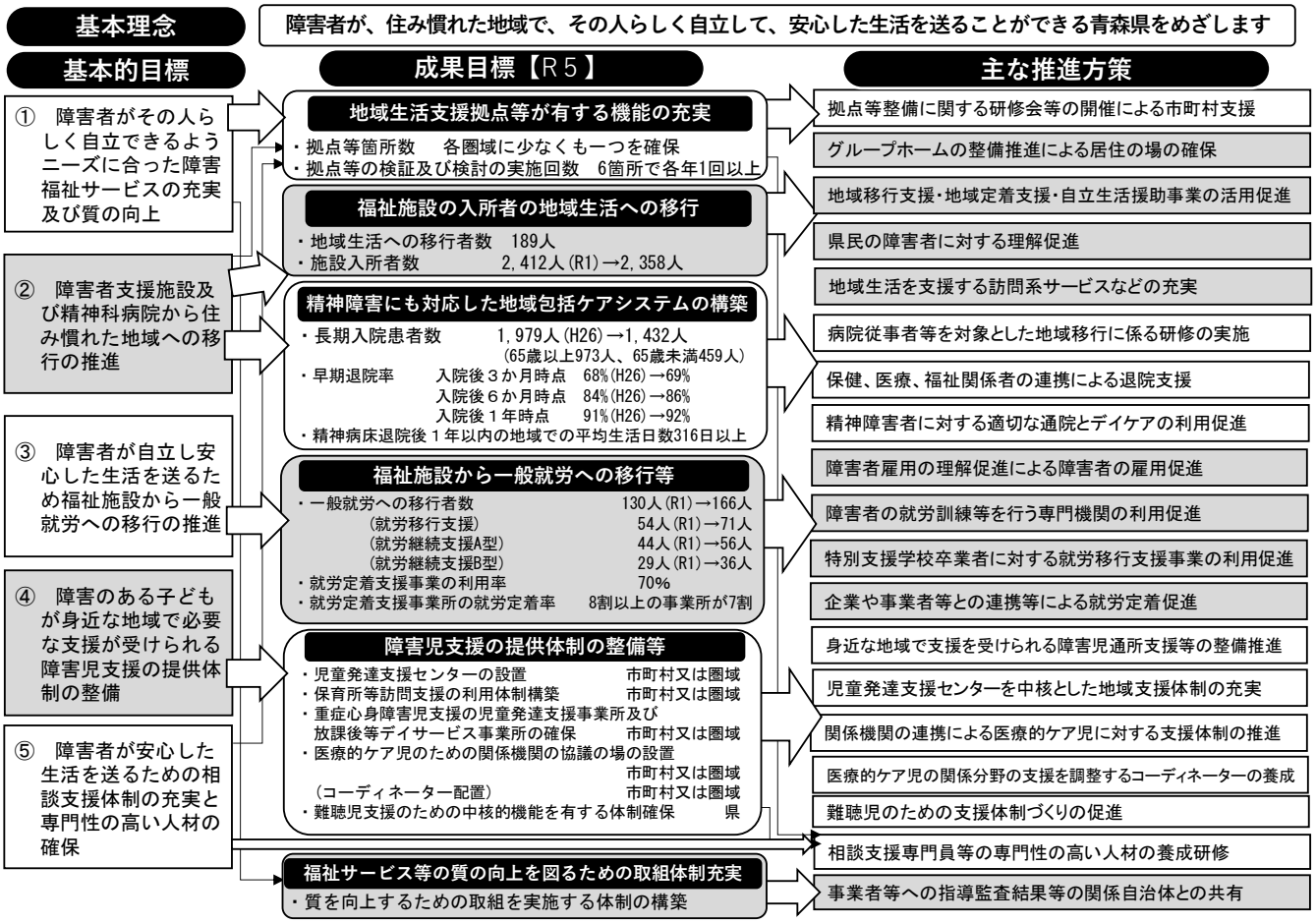

２　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

（１）成果目標

①　地域生活支援拠点等の確保

目標値：令和５年度末までに各圏域に少なくとも１つを確保

②　地域支援拠点等が有する機能の充実

目標値：年１回以上運用状況を検証及び検討

成果目標	令和５年度
①　地域生活支援拠点等の確保	６箇所（６圏域）
②　地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	各箇所年１回以上

地域生活支援拠点等とは・・

障害者の自立支援の観点から、障害者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援として、たとえば次のような機能を集約した拠点をいう。共同生活援助や障害者支援施設等に機能を付加した拠点（多機能拠点整備型）を整備するもので、いわゆるハード（建築物）の整備をめざすものではない。

- 相談　（地域生活への移行、親元からの自立に係る相談）
- 体験の機会及び場　（一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供）
- 緊急時の対応　（ショートステイの利便性･対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保）
- 専門性　（人材の確保・養成・連携等による専門性の確保）
- 地域の体制づくり　（サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等）

また、拠点としてではなく、地域の複数の事業所・機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）とするなど、各市町村が地域の実情に応じて整備する場合も考えられる。

（２）主な推進方策

【市町村に対する支援】

ア　各市町村･圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、拠点等の整備や機能の充実のために必要な支援を継続的に行います。

イ　拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

ウ　社会福祉施設等施設整備費の助成により、拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備を支援します。

３　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（１）成果目標

①　障害者支援施設から地域生活への移行者数

目標値：令和５年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の６%以上を地域生活へ移行　※令和元年度末時点の施設入所者数（2,412 人）の６%以上　→　189 人

②　障害者支援施設入所者数

目標値：令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から 1.6%以上削減
※令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減した人数　→　2,358 人

成果目標	令和元年度末	令和５年度
①　地域生活への移行者数	ー	（令和５年度までに）189 人 （アの 6%以上）
②　施設入所者数	2,412 人（ア）	2,358 人 （アの△1.6%以上）

（２）主な推進方策

【居住の場の確保】

ア　地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

イ　障害者支援施設を有する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費の助成を受けてグループホームを整備する場合は、障害者支援施設の定員について、整備するグループホームの定員分を削減するものを、採択の選考対象とします。

ウ　居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【入所者の地域生活への移行の推進】

エ　施設入所者の退所後の生活をイメージできるよう、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。

オ　障害者支援施設に新たに入所を希望する場合は、市町村が障害者の支援区分の判定を適切・厳正に行うよう指導します。

カ　施設入所者が段階的に地域移行できるよう、グループホームの体験利用を促進します。

【退所後の地域生活の維持】

キ　地域生活に移行した者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。

ク　地域生活に移行した障害者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者虐待防止や障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

ケ　退所後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）成果目標

① 精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

目標値：令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を 1,432 人（65 歳以上 973 人、65 歳未満 459 人）

② 精神病床における早期退院率（入院後３か月時点、入院後６か月時点、入院後１年時点）

目標値：令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率については 69％以上、入院後 6 か月時点の退院率については 86％以上、入院後 1 年時点の退院率については 92％以上

③ 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数

目標値：令和 5 年度末の精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 316 日以上

成果目標	26 年度※1	令和 5 年度
① １年以上の長期入院患者数 （うち 65 歳以上） （うち 65 歳未満）	1,979 人 （1,154 人） （825 人）	1,432 人 （973 人） （459 人）
② 早期退院率 ・入院後３か月時点 ・入院後６か月時点 ・入院後１年時点	 68% 84% 91%	 69% 86% 92%
③ 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	311 日 ※2	316 日

※1　①、②については、本計画に係る国の基本指針における算定式での基準年を用いるもの。

※2　出典：令和元年度 厚生労働科学研究費補助金「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」

【参考１】６３０調査に基づく長期入院患者数の推移

成果目標	H26	H29	H30	R1
1年以上の長期入院患者数 （うち65歳以上） （うち65歳未満）	1，979人 （1，154人） （825人）	2，077人 （1，272人） （805人）	2，021人 （1，243人） （778人）	1，971人 （1，248人） （723人）

【参考２】地域移行に伴う基盤整理量（利用者数）

①の「１年以上の長期入院患者数」の成果目標の設定により、令和５年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は次の表のとおりとなります。

このため、当該地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を踏まえ、長期入院患者の退院支援を促進するとともに、退院後の居住の場の確保や地域生活を支援する障害福祉サービスの充実などの取組を推進する必要があります。

	令和５年度末
長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	524 人 （うち 65 歳以上 291 人、65 歳未満 233 人）

（２）主な推進方策

【入院中の精神障害者に対する退院支援の促進】

ア　病院従事者の働きかけによる退院を促進するため、病院従事者及び精神保健福祉担当者を対象としたセミナーや職能団体を対象とした研修を実施します。

イ　障害保健福祉圏域ごとや市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築により、各地域の実情に即した退院支援を図ります。

ウ　市町村ごとの協議の場の設置について、複数市町村による共同で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

エ　県内精神科病院内の退院支援委員会（医療保護入院）の有効活用や精神医療審査会における審査を推進します。

オ　長期入院精神障害者の退院を推進するため、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。

カ　精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点から、ピアサポーターの活用に努めます。

【居住の場の確保】

キ　地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備について社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

ク　居住支援協議会を積極的に活用し、地域生活への移行に向けた住まいの確保を支援します。

【退院後の地域生活の維持】

ケ　長期入院精神障害者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、地域定着支援事業（連絡体制を確保し必要に応じた相談を行う）や自立生活援助（定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う）の活用を促進します。

コ　退院した精神障害者の症状の再発・重度化を防止するため、適切な通院とデイケアの利用を促進します。

サ　地域生活に移行した障害者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者虐待防止や障害を理由とする差別の解

消に係る取組を推進します。

シ　退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

５　福祉施設から一般就労への移行等

（１）成果目標

①　福祉施設から一般就労への移行者数

目標値：令和 5 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の 1.27 倍以上　　※令和元年度の移行者数 130 人の 1.27 倍以上の人数　→　166 人

※福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（Ａ・Ｂ型）の事業を行う事業所

②　福祉施設から一般就労への移行者数（就労移行支援事業）

目標値：令和 5 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の 1.30 倍以上　　※令和元年度の移行者数 54 人の 1.30 倍以上の人数　→　71 人

③　福祉施設から一般就労への移行者数（就労継続支援Ａ型事業）

目標値：令和 5 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上　　※令和元年度の移行者数 44 人の 1.26 倍以上の人数　→　56 人

④　福祉施設から一般就労への移行者数（就労継続支援Ｂ型事業）

目標値：令和 5 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の概ね 1.23 倍以上　　※令和元年度の移行者数 29 人の 1.23 倍以上の人数　→　36 人

⑤　就労定着支援事業の利用率

目標値：令和 5 年度における福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者が 7 割以上

⑥　就労定着支援事業所の就労定着率

目標値：令和 5 年度における就労定着支援事業所ごとの就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

成果目標	令和元年度	令和5年度
① 一般就労への移行者数	130人（ア）	166人 （アの1.27倍以上）
② 一般就労への移行者数 （就労移行支援事業）	54人（イ）	71人 （イの1.30倍以上）
③ 一般就労への移行者数 （就労継続支援Ａ型事業）	44人（ウ）	56人 （ウの1.26倍以上）
④ 一般就労への移行者数 （就労継続支援Ｂ型事業）	29人（エ）	36人 （エの1.23倍以上）
⑤ 就労定着支援事業の利用率	14.6%	福祉施設から一般就労へ移行した者の7割が利用
⑥ 就労定着支援事業所の就労定着率	ー	就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割

（２）主な推進方策

【就労移行支援事業所における就労実績の向上】

ア　障害者雇用に対する事業主への理解促進や障害者の雇用先の開拓などにより、障害者の雇用促進を図ります。

イ　農業行政と連携し、農業分野での障害者就労の拡大・持続を図ります。

【障害者が就労するための能力・意欲の向上】

ウ　障害福祉サービス事業所における就労訓練を充実するため、障害者の就労訓練等を行う専門機関（障害者職業センター等）の利用促進を図ります。

エ　障害者就業・生活支援センターにおいて、就労支援と生活支援を一体的に行い、就職後の職業生活における自立を支援します。

オ　就職後の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活上の問題に関する相談等の支援を行う就労定着支援の活用を促進します。

【就労移行支援事業利用者の増加】

カ　特別支援学校高等部卒業予定者に対して、就労移行支援事業の利用促進を図ります。

６　障害児支援の提供体制の整備等

（１）成果目標

① 児童発達支援センターの設置

目標値：令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

目標値：令和 5 年度末までに各市町村又は圏域において、保育所等訪問支援事業を利用できる体制を構築

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標値：令和 5 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保

④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置

目標値：令和 5 年度末までに県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
※県は平成 30 年 8 月設置、令和 2 年度末までに 6 圏域
市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置

⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

目標値：令和 5 年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
※市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置

⑥ 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築

目標値：令和 5 年度末までに医療、保健、福祉、教育等の関係機関等が連携を図り、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保

成果目標	令和 5 年度	備　考
① 児童発達支援センターの設置	40 市町村	圏域での設置可
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	40 市町村	圏域での構築可
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	40 市町村	圏域での確保可
④ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	県　域 6 圏域 40 市町村	H30.8.2 設置 圏域での設置可
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	県　域 6 圏域 40 市町村	圏域での配置可
⑥ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	県　域	

（２）主な推進方策

【地域支援体制の充実】

ア　障害児が身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスが受けられよう、障害児通所支援事業所等の整備について、社会福祉施設等施設整備費の助成により支援するとともに、事業所の職員向けに各種研修等を実施するなど人材の育成を図ります。

イ　専門的機能を有する児童発達支援センターを地域の中核とし、障害児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援等が適切に提供されるよう、地域支援体制の充実を図ります。

ウ　県内３か所の青森県発達障害者支援センターにおいて、発達障害児やその家族への相談支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の職員への研修の実施、関係機関との連絡調整を行うなど、発達障害児の支援体制の充実を図ります。

【特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備】

エ　重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児に対応する障害児通所支援事業所等について、障害福祉サービス等報酬改定の周知や社会福祉施設等施設整備費の助成により整備を支援します。

オ　保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制づくりを推進します。

カ　市町村ごとの医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場の設置について、圏域で設置する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努めます。

キ　医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、各市町村における総合的な支援体制の構築を図り、相談窓口や利用できる制度の周知に努めます。

ク　医療的ケア児に対して、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる専門的な人材の養成・確保を図ります。

ケ　医療的ケア児の家族間の交流の場を設け、意見交換会等を開催し、家族の精神的負担軽減に努めます。

コ　聴覚障害児は乳児から適切な支援が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関等の連携を強化し、難聴児支援のための体制づくりを推進します。

７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

（１）成果目標

①　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標値：令和５年度末までに県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築

（２）主な推進方策

【指導監査結果の関係市町村との共有】

ア　都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導を適正に実施するとともに、その結果を関係自治体と共有する体制を構築します。

Ⅳ　成果目標達成のための活動指標

成果目標を達成するため、本県の課題を踏まえ、令和５年度までの障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにし、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を行う必要があります。

１　指定障害福祉サービス等の見込量

●サービス種類毎の必要量の見込みの基本的な考え方

各市町村が地域における課題、障害者のニーズ等の分析・検討を踏まえて見込んだ数値を積み上げたものを基礎として県全体の調整を図り、青森県が必要なサービス量として見込むこととしています。

●見込量の確保のための基本的な考え方

障害福祉サービスの提供の確保のため、市町村と十分連携し、県内の全ての地域にサービスが行き届くための事業所の確保、成果目標を達成する上で必要なサービスの確保に留意し、サービスの基盤整備を進めることとします。

●各サービス量等について

各サービス量等は１か月利用分の見込量となっています。

【訪問系サービス】

①　居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

令和 5 年度の見込量としては、利用人数に換算すると、2,689 人となり、令和 2 年度の 2,507 人の約 1.07 倍の伸びを見込みます。

（単位：時間）

訪問系	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	19,949	20,298	20,634	20,974	5.1%
津軽	7,752	8,041	8,271	8,541	10.2%
八戸	5,772	6,004	6,236	6,453	11.8%
西北五	5,205	5,356	5,433	5,515	6.0%
下北	2,207	2,266	2,297	2,328	5.5%
上十三	4,236	4,454	4,529	4,597	8.5%
計	45,121	46,419	47,400	48,408	7.3%
人数置換※	2,507	2,579	2,633	2,689	

※1人当たり18時間（1か月の平均的な利用時間数）で算定

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑪短期入所事業（医療型）〕

令和５年度の見込量としては、利用人数に換算すると、日中活動系サービス全体で 12,254 人となり、令和２年度の 10,863 人の約 1.13 倍の伸びを見込みます。

② 生活介護事業

（単位：人日）

生活介護	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	20,017	19,411	19,475	19,539	-2.4%
津軽	18,281	18,943	19,382	19,821	8.4%
八戸	19,826	21,129	20,983	21,550	8.7%
西北五	11,384	11,945	12,040	12,135	6.6%
下北	5,652	5,719	5,779	5,839	3.3%
上十三	10,487	10,648	10,701	10,734	2.4%
計	85,647	87,795	88,360	89,618	4.6%
人数置換※	4,282	4,390	4,418	4,481	

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

③ 自立訓練事業（機能訓練）

（単位：人日）

機能訓練	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	5	28	28	28	460.0%
津軽	18	96	105	114	533.3%
八戸	35	111	134	134	282.9%
西北五	143	154	154	154	7.7%
下北	0	0	0	0	0.0%
上十三	19	44	44	44	131.6%
計	220	433	465	474	115.5%
人数置換※	11	22	23	24	

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

④ 自立訓練事業（生活訓練）

（単位：人日）

生活訓練	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	553	560	560	560	1.3%
津軽	397	481	603	699	76.1%
八戸	602	724	747	788	30.9%
西北五	140	161	161	161	15.0%
下北	632	640	640	640	1.3%
上十三	1,069	1,244	1,312	1,352	26.5%
計	3,393	3,810	4,023	4,200	23.8%
人数置換※	170	191	201	210	

※1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑤ 就労移行支援事業

（単位：人日）

就労移行支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	1,364	1,523	1,641	1,746	28.0%
津軽	682	1,105	1,244	1,485	117.7%
八戸	905	1,006	1,052	1,031	13.9%
西北五	217	416	403	393	81.1%
下北	287	285	285	285	-0.7%
上十三	216	275	285	283	31.0%
計	3,671	4,610	4,910	5,223	42.3%
人数置換※	204	256	273	290	

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑥　就労継続支援Ａ型事業

（単位：人日）

就労継続A	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	7,730	7,897	8,011	8,126	5.1%
津軽	7,365	7,980	8,729	9,364	27.1%
八戸	6,774	7,317	7,767	8,238	21.6%
西北五	3,440	3,563	3,563	3,563	3.6%
下北	787	790	790	790	0.4%
上十三	1,637	1,750	2,158	1,940	18.5%
計	27,733	29,297	31,018	32,021	15.5%
人数置換※	1,541	1,628	1,723	1,779	

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦　就労継続支援Ｂ型事業

（単位：人日）

就労継続B	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	13,934	14,548	15,021	15,510	11.3%
津軽	12,587	13,185	13,900	14,549	15.6%
八戸	21,013	22,110	22,635	23,260	10.7%
西北五	9,803	9,902	10,275	10,677	8.9%
下北	4,599	4,820	5,020	5,220	13.5%
上十三	10,988	12,139	12,438	12,762	16.1%
計	72,924	76,704	79,289	81,978	12.4%
人数置換※	4,051	4,261	4,405	4,554	

※1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑧　就労定着支援事業

（単位：人）

就労定着	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	36	57	77	98	172.2%
津軽	0	24	31	45	皆増
八戸	6	20	31	41	583.3%
西北五	3	13	13	14	366.7%
下北	3	3	3	3	0.0%
上十三	6	8	8	11	83.3%
計	54	125	163	212	292.6%

⑨　療養介護事業

（単位：人）

療養介護	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	58	58	58	58	0.0%
津軽	45	46	47	48	6.7%
八戸	73	74	74	76	4.1%
西北五	40	43	43	44	10.0%
下北	17	17	17	17	0.0%
上十三	45	47	47	47	4.4%
計	278	285	286	290	4.3%

⑩　短期入所事業（福祉型）

（単位：人日）

短期入所（福祉型）	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	375	406	406	406	8.3
津軽	673	900	1,140	1,344	99.7
八戸	581	685	718	751	29.3
西北五	498	657	710	764	53.4
下北	159	229	229	229	44.0
上十三	232	258	283	293	26.3
計	2,518	3,135	3,486	3,787	50.4
人数置換※	252	314	349	379	

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑪　短期入所事業（医療型）

（単位：人日）

短期入所（医療型）	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	62	93	93	93	50.0%
津軽	39	84	98	112	187.2%
八戸	61	90	90	90	47.5%
西北五	34	25	25	25	-26.5%
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	0	25	25	25	皆増
計	196	320	334	348	77.6%
人数置換※	20	32	33	35	

※1人当たり10日（1か月の平均的な利用日数）で算定

【居住系サービス】〔（⑫自立生活援助～⑮地域生活支援拠点等〕

居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することから、自立生活援助事業及び共同生活援助事業の増加、施設入所支援事業の減少を見込みます。

施設入所支援事業の令和 5 年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、令和元年度末の入所者数を 1.6%以上削減した 2,358 人としています。

⑫　自立生活援助事業

（単位：人）

自立生活援助	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	0	2	2	7	皆増
津軽	2	26	34	50	2400.0%
八戸	2	8	9	10	400.0%
西北五	0	6	6	6	皆増
下北	0	1	1	1	皆増
上十三	0	4	5	5	皆増
計	4	47	57	79	1875.0%

⑬　共同生活援助事業

（単位：人）

共同生活援助	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	364	389	406	425	16.8%
津軽	424	462	510	553	30.4%
八戸	432	443	456	475	10.0%
西北五	383	389	398	407	6.3%
下北	109	111	114	118	8.3%
上十三	250	279	293	308	23.2%
計	1,962	2,073	2,177	2,286	16.5%

⑭　施設入所支援事業

（単位：人）

施設入所支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	626	627	627	585	-6.5%
津軽	502	498	495	459	-8.6%
八戸	512	509	504	467	-8.8%
西北五	319	317	317	294	-7.8%
下北	197	199	198	183	-7.1%
上十三	401	401	399	370	-7.7%
計	2,557	2,551	2,540	2,358	-7.8%

⑮　地域支援拠点等

成果目標	令和２年度 （見込み）	令和５年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	―	各箇所年１回以上

【相談支援】〔⑯計画相談支援事業～⑱地域定着支援事業〕

相談支援については、今後も障害福祉サービスの利用量が増加していく見込みとなっていること、また、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行の推進に伴い、増加を見込みます。

⑯　計画相談支援事業

（単位：人）

計画相談支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	601	826	877	888	47.8%
津軽	376	471	496	561	49.2%
八戸	737	775	813	851	15.5%
西北五	366	386	390	396	8.2%
下北	676	699	719	739	9.3%
上十三	414	474	479	483	16.7%
計	3,170	3,631	3,774	3,918	23.6%

⑰　地域移行支援事業

（単位：人）

地域移行支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	9	11	11	12	33.3%
津軽	4	51	106	153	3725.0%
八戸	1	7	7	8	700.0%
西北五	2	9	11	13	550.0%
下北	4	4	4	4	0.0%
上十三	2	7	7	7	250.0%
計	22	89	146	197	795.5%

⑱　地域定着支援事業

（単位：人）

地域定着支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	2	4	4	4	100.0%
津軽	24	48	79	104	333.3%
八戸	4	9	9	10	150.0%
西北五	0	8	10	12	皆増
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	10	11	11	11	10.0%
計	40	83	116	144	260.0%

【障害児通所・入所・相談支援】〔⑲児童発達支援事業～㉖障害児相談支援事業〕

障害児に対する支援については、身近な地域で支援が受けられることを基本とし、障害児通所支援の充実を図るとともに、サービス利用実績に地域間の差があることから、今後較差間のない障害児支援体制を整備する必要があります。

サービス見込量等については、障害児通所支援及び障害児相談支援は増加を、障害児入所支援は利用者が横ばい傾向にあるため、令和２年度と同数を見込みます。

⑲　児童発達支援事業

（単位：人日）

児童発達支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	1,791	1,896	2,010	2,131	19.0%
津軽	1,952	2,060	2,244	2,452	25.6%
八戸	1,962	2,284	2,434	2,610	33.0%
西北五	510	555	566	586	14.9%
下北	494	494	494	494	0.0%
上十三	801	940	969	1,007	25.7%
計	7,510	8,229	8,717	9,280	23.6%
人数置換※	626	686	726	773	

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑳　医療型児童発達支援事業

（単位：人日）

医療型児童発達支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	47	50	50	44	-6.4%
津軽	3	32	35	38	1166.7%
八戸	157	158	158	158	0.6%
西北五	10	36	36	36	260.0%
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	31	49	49	49	58.1%
計	248	328	331	328	32.3%
人数置換※	41	55	55	55	

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉑ 放課後等デイサービス事業

（単位：人日）

放課後等デイサービス	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	5,415	5,997	6,617	7,302	34.8%
津軽	7,015	7,504	8,023	8,528	21.6%
八戸	7,908	8,211	8,662	9,108	15.2%
西北五	2,195	2,315	2,365	2,389	8.8%
下北	1,182	1,274	1,439	1,484	25.5%
上十三	3,375	3,904	4,108	4,306	27.6%
計	27,090	29,205	31,214	33,117	22.2%
人数置換※	2,258	2,434	2,601	2,760	

※1人当たり12日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉒ 保育所等訪問支援事業

（単位：人日）

保育所等訪問支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	134	157	182	207	54.5%
津軽	16	31	36	42	162.5%
八戸	7	16	16	18	157.1%
西北五	69	78	80	83	20.3%
下北	0	18	18	18	皆増
上十三	0	26	38	42	皆増
計	226	326	370	410	81.4%
人数置換※	113	163	185	205	

※1人当たり2日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉓ 居宅訪問型児童発達支援事業

（単位：人日）

居宅訪問型児童発達支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	0	33	33	33	皆増
津軽	0	49	49	49	皆増
八戸	3	20	25	25	733.3%
西北五	0	10	10	10	皆増
下北	0	3	3	3	皆増
上十三	0	17	17	17	皆増
計	3	132	137	137	4466.7%
人数置換※	1	22	23	23	

※1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

㉔ 医療型児童入所支援事業

（単位：人）

医療型児童入所支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
計	59	59	59	59	0.0%

㉕ 福祉型児童入所支援事業

（単位：人）

福祉型児童入所支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
計	125	125	125	125	0.0%

㉖　障害児相談支援事業

（単位：人）

障害児相談支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	368	428	492	567	54.1%
津軽	132	156	169	188	42.4%
八戸	164	183	201	219	33.5%
西北五	56	73	74	76	35.7%
下北	133	141	152	155	16.5%
上十三	167	178	190	198	18.6%
計	1,020	1,159	1,278	1,403	37.5%

２　指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

（１）指定障害者支援施設の必要入所定員総数

令和５年度末までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、施設入所者の地域移行を推進していくこととし、成果目標で入所者数を 1.6%以上削減する見込みとしていることから、必要入所定員総数については、令和２年度の定員を 1.6%削減した 2,835 人とします。

必要入所定員総数（人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	2,882	2,867	2,851	2,835

（２）指定障害児入所施設の必要入所定員総数

令和 ５ 年度末までの指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援の利用者が医療型及び福祉型ともに横ばい傾向にあるとともに、被虐待児を含む入所が必要となるケースに適切に対応するため、令和２年度と同数とします。

必要入所定員総数（人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型	302	302	302	302
福祉型	200	200	200	200

３　福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃

（１） 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標

県商工労働部、青森県労働局などと連携し、多様な就労支援事業により障害者の一般就労を推進します。

就労支援に関する各取組については、障害福祉サービス事業所における過去の実績を推計の基本として設定した目標値です。

① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行

就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数（人）	令和元年度	令和5年度
	130	166
一般就労移行者数（就労移行支援事業）（人）	54	71
一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型事業）（人）	44	56
一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型事業）（人）	29	36

② 障害者に対する職業訓練の受講

福祉施設から一般就労に移行した者のうち、障害者に対する職業訓練の受講者数（人）	令和元年度	令和5年度
	28	36

③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導

福祉施設から公共職業安定所への誘導者数（人）	令和元年度	令和5年度
	149	190

④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数（人）	令和元年度	令和5年度
	107	136

⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数（人）	令和元年度	令和5年度
	97	124

（２）就労継続支援Ｂ型事業所における目標工賃

県内の就労継続支援Ｂ型事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。

（上段：月額・下段：時間単価）

就労継続支援Ｂ型事業の工賃	令和元年度	令和5年度
	14,549円 (187.3円)	17,330円 (219.5円)

※ 目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるもので、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。

４　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村において関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため設定した配置人数の見込量です。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和２年度 （養成者数）	令和５年度 （配置人数）
84 人	60 人（6 圏域）

５　発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターのこれまでの取組の実績や今後の見込を勘案し、見込量を設定します。

また、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保するための見込量を設定します。

① 発達障害者支援地域協議会の開催

	令和元年度	令和５年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数（回）	3	3

② 発達障害者支援センターによる相談支援

	令和元年度	令和５年度
発達障害者支援センターによる相談件数（件）	4,325	4,500

③ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

	令和元年度	令和５年度
発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言件数（件）	143	165

④ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

	令和元年度	令和５年度
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	144	180

⑤　ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	令和元年度	令和5年度
	139	150

⑥　ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターの人数（人）	令和元年度	令和5年度
	20	25

⑦　ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートの活動への参加人数（人）	令和元年度	令和5年度
	181	190

６　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者における地域移行支援事業等の利用者数の見込量を設定します。また、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込量を設定します。

①　精神障害者における地域移行支援事業の利用者数

（単位：人）

地域移行支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	10	12	12	13	30.0%
津軽	5	33	60	86	1620.0%
八戸	2	7	8	9	350.0%
西北五	4	6	6	6	50.0%
下北	3	5	4	4	33.3%
上十三	3	7	7	7	133.3%
計	27	70	97	125	363.0%

②　精神障害者における地域定着支援事業の利用者数

（単位：人）

地域定着支援	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	4	5	5	5	25.0%
津軽	24	39	53	67	179.2%
八戸	5	8	8	9	80.0%
西北五	3	5	6	6	100.0%
下北	1	2	2	2	100.0%
上十三	11	11	11	11	0.0%
計	48	70	85	100	108.3%

③　精神障害者における共同生活援助事業の利用者数

（単位：人）

共同生活援助	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	98	111	126	144	46.9%
津軽	139	150	162	174	25.2%
八戸	124	131	138	148	19.4%
西北五	114	118	123	128	12.3%
下北	25	26	28	30	20.0%
上十三	86	91	98	106	23.3%
計	586	627	675	730	24.6%

④　精神障害者における自立生活援助事業の利用者数

（単位：人）

自立生活援助	R2	R3	R4	R5	R2-R5増加率
青森	2	7	7	7	250.0%
津軽	3	19	32	45	1400.0%
八戸	3	8	8	9	200.0%
西北五	1	4	5	5	400.0%
下北	3	4	4	4	33.3%
上十三	1	4	4	4	300.0%
計	13	46	60	74	469.2%

⑤　精神病床における退院患者の退院後の行き先

退院後転帰先	平成 30 年度	令和 5 年度
在宅	235	167
他院の精神病床	12	9
自院の精神病床以外の病床	8	5
他院の精神病床以外の病床	47	33
障害福祉施設	22	16
介護施設	107	76
死亡	43	31
不明	0	0
計	474	337

※H30 の 630 調査に基づく推計値（H30 長期入院患者数実績/R5 長期入院患者数推計値）

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込量を設定します。

①　指導監査結果の関係市町村との共有回数

指導監査結果の関係市町村との共有回数（回）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	1	1	1

Ⅴ　良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害者入所支援、指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の提供に当たって基本となるのは、良質で健全な事業者とこれに従事する人材です。このため県は、指定障害福祉サービス事業者等の健全化を図るための指導強化を図るとともに、従事する職員や職員を指導する管理者の専門性の向上などの研修の充実により人材養成を総合的に推進します。

1　良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備

①　事業者等情報の公表

障害福祉サービス等を提供する事業所が増加する中、新たに障害福祉サービス等を利用する場合は、指定を受けた障害福祉サービス事業者等がどのようなサービスを提供し、どのような運営体制であるかなどの情報を明らかにすることで、利用者にとって事業者選択の幅を広げ、事業者にとってもサービスの向上につながります。

特に社会福祉法人については、その高い公益性に照らし、法人運営の透明性を確保し利用者が安心して福祉サービスを受けられる必要があることから､指定障害福祉サービス事業者等（社会福祉法人に限る。）の福祉サービスの内容や定款、事業計画書、財務諸表、第三者評価の実施の有無、職員の離職率、給与水準等の法人運営に係る情報についてホームページによる公表を促進します。

また、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等の情報公開制度に基づき、施設・事業所から報告された情報を公表することにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

②　障害福祉サービス事業所等認証評価制度による障害福祉人材の確保・定着

障害福祉サービス等の利用量の増加に伴い、サービスを提供する人材が不足することが見込まれます。このため、障害福祉サービス等に従事する職員の処遇改善や人材育成、サービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が認証する制度を運営します。この取組により、事業所自らが職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に積極的に取り組むことにより、人材の確保・定着を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた適切なサービス提供体制の整備を図ります。

③　事故等への対応

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者に影響を及ぼす事故や災害について、事故等の未然防止と発生後の対応に係る体制が整備され、事故等が発生した場合には利用者、行政及び関係者に対する説明責任を果たすとともに、再発防止のための措置を講じる必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア　事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や危機に対応できる体制づくりについて助言・指導等に努めます。

イ　事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

④　指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

⑤ 指導監督等の強化

指定障害福祉サービス事業所等における不適切なサービスの提供や障害者虐待の発生など法令に違反する事案が発生した場合やその疑いがある場合などは、市町村等の関係機関との連携のもと、事業者等に対する指導監督を徹底する必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア　事業者等に対する実地指導

事業者等の育成支援を目的とした実地指導（入所施設は原則２年に１回、通所施設は計画的に実施）を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導（原則年１回）により事業者への周知を図ります。

イ　不正又は不適正への対応

給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

ウ　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、指定障害福祉サービス事業所等における虐待防止の責務が規定されています。各指定障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合は、

・被害者（家族）への謝罪　　・市町村（県）への報告
・職員の厳正なる処分　　・事案の公表

を事業者等の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

⑥ 障害福祉サービス事業者等の指定

障害福祉サービス等を提供しようとする場合は、事業所が県知事（中核市の場合は当該市長）に申請し指定を受ける必要があります。また、指定後は６年ごとに指定期間の更新をする必要があります。

県は、申請が一定の基準を満たしたものについて指定しますが、本計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、指定を行わないことがあります。

２　相談支援の提供体制の確保

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援の提供が重要です。これらの相談支援において障害者の様々なニーズに対応するためには、個々の障害の状況把握や生活環境、サービスに対する総合的な知識や経験が重要であり、相談支援従事者の専門性が求められます。

このため県では、次のような取組を行います。

ア　障害福祉サービス等の利用に必要な計画相談支援や障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行、その後の地域定着に係る各種相談支援の充実を図ります。

イ　市町村における自立支援協議会の活性化、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が進むなど、地域における相談支援体制の構築を促進します。

ウ　相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談従事者同士のネットワークづくりを促進し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

３　サービス提供に係る人材の養成及び資質向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

このため県では、指定障害者福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上を図る研修を計画的に実施します。

①　障害支援区分認定調査員等研修事業

障害支援区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修を実施します。認定調査は市町村が実施するため、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象とします。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
障害支援区分認定調査員研修事業	実施箇所数	１	１	１	１	１	１
	受講者数	８７	６１	８５	７０	７０	７０
市町村審査会委員研修事業	実施箇所数	１	３	－	３	－	３
	受講者数	－	１７	－	２０	２０	２０

※　市町村審査会委員研修事業は、原則として２年に１回の委員改選期に実施します。

②　相談支援従事者養成研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修を実施します。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とします。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
相談支援従事者初任者研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	223	246	50(*1)	200	200	200
相談支援従事者現任研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	95	98	42(*1)	85	85	85
相談支援従事者専門コース別研修事業	実施箇所数	1	1	0 (*2)	1	1	1
	受講者数	56	35	0 (*2)	50	50	50

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場の収容率を 50%としたため
*2 任意研修であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

③　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」等を養成する研修を実施します。

事業名			平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業		実施箇所数	1					
		受講者数	243					
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修事業	基礎研修	実施箇所数		1	1	1	1	1
		受講者数		260	130(*1)	260	260	260
	実践研修	実施箇所数				1	1	1
		受講者数				260	260	260
	更新研修	実施箇所数		2	1	2	2	2
		受講者数		324	90(*1)	400	400	400
	専門コース別研修（任意研修）*2	実施箇所数				1	1	1
		受講者数				50	50	50

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場の収容率を 50%としたため
*2 相談支援従事者専門コースと同時開催

④ 同行援護従事者養成研修事業

同行援護（視覚障害のため移動が困難な人に同行する移動時の支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修を実施します。

事業名			平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
同行援護従事者養成研修事業	一般	実施箇所数	1	1	O (*1)	1	1	1
		受講者数	46	45	O	60	60	60
	応用	実施箇所数	1	1	O (*1)	1	1	1
		受講者数	24	24	O	50	50	50

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

⑤ 介護職員等医療的ケア研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の要件の下で、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
介護職員等医療的ケア研修事業(不特定多数の者対象)	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	合格者数	263	278	184	240	240	240
介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	修了者数	16	10	32	45	45	45

⑥ 強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるための研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	受講者数	195	226	161(*1)	200	200	200
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	143	148	94(*1)	100	100	100

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場の収容率を 50%としたため

4 障害者の生活を支援する人材の育成

障害者の意思疎通を支援する人材を確保し、資質の向上を図るための研修を計画的に実施します。

① 手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
手話通訳者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	33	37	35	35	35	35

② 要約筆記者養成研修事業

聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等について理解し、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記に必要な知識及び技術を習得した要約筆記者を養成する研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
要約筆記者養成研修事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	18	19	17	17	17	17

③ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	実施箇所数	1	1	0 (*1)	1	1	1
	受講者数	4	3	0	5	5	5

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

５　障害者虐待防止のための職員の資質向上

障害者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業者の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
障害者虐待防止・権利擁護研修事業	コース数	3	3	3	3	3	3
	受講者数	520	520	500	500	500	500

Ⅵ　地域生活支援事業等

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むためには、障害福祉サービスの利用とともに、相談支援、障害者等に対する周囲の理解の促進、手話などの意思疎通に関する支援、障害者自身の社会活動への参加が不可欠です。

これらの相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業や国が特に促進すべき事業として位置付け実施する地域生活支援促進事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

このため県では、市町村に対し、地域の特性や利用者のニーズなどの状況に応じて、柔軟に事業を実施するよう周知するとともに、県でも市町村の範囲を越える広域的な事業や、より専門性の高い人材育成などの事業を実施し、県と市町村が役割を分担しながら効果的・効率的に地域生活支援事業等を実施します。これにより、本県の障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものです。

１　市町村が実施する地域生活支援事業等

障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、利用者の状況に応じて柔軟に対応する相談支援、意思疎通支援、移動支援等の事業を市町村の創意工夫により実施します。

各事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

（１）理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業。（教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動）

（２）自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）

（３）相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。（基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業）

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見制度の利用を支援する事業。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業。（法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的な実施のための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援）

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。

（７）日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生

活の便宜を図る事業。

（８）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立を推進する事業。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う事業。（個別支援、グループ支援、車両移送）

（10）地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業。

市町村では、これらの事業のほかに地域の実情に応じて、福祉ホームの運営や、知的障害者職親委託、日中一時支援などの取組を実施します。

令和２年度　市町村地域生活支援事業等の取組状況（見込み）

圏域	市町村名	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
													任意事業				
		理解促進研修・啓発	自発的活動支援	基幹相談支援センター等機能強化	住宅入居等支援	成年後見制度利用支援	成年後見制度法人後見支援	意思疎通支援	日常生活用具給付等	手話奉仕員養成研修	移動支援	地域活動支援センター機能強化	日常生活支援	社会参加支援	就業・就労支援	特別支援事業	地域生活支援促進事業
青森県全体		8	4	22	8	31	1	37	40	14	34	27	37	7	7	2	10
青森圏域	青森市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	平内町			○		○		○	○		○	○	○				
	今別町			○		○		○	○		○	○	○				
	蓬田村			○				○	○				○				○
	外ヶ浜町			○				○	○				○				○
津軽圏域	弘前市			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	黒石市			○		○		○	○	○	○	○	○	○			
	平川市			○		○		○	○		○	○	○				○
	西目屋村								○				○				
	藤崎町					○		○	○		○						○
	大鰐町					○		○	○		○	○	○				
	田舎館村							○	○		○		○				
	板柳町	○			○	○		○	○		○	○	○				
八戸圏域	八戸市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
	おいらせ町			○		○		○	○	○	○	○	○				
	三戸町					○		○	○		○	○	○				
	五戸町			○		○		○	○		○	○	○		○		○
	田子町			○				○	○		○	○	○		○		
	南部町			○	○	○		○	○		○	○	○		○		
	階上町			○		○		○	○		○	○	○				
	新郷村			○	○	○		○	○		○	○	○				
西北五圏域	五所川原市			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
	つがる市			○		○		○	○	○	○		○	○			
	鰺ヶ沢町		○			○		○	○		○	○	○				
	深浦町	○	○			○		○	○	○	○	○	○				
	鶴田町					○		○	○		○	○	○				
	中泊町			○		○		○	○	○	○		○				
下北圏域	むつ市	○		○		○		○	○	○	○	○	○				○
	大間町								○				○				
	東通村							○	○		○		○				
	風間浦村			○					○								
	佐井村			○		○		○	○								
上十三圏域	十和田市	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		
	三沢市	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○		
	野辺地町			○		○		○	○		○		○		○		○
	七戸町							○	○		○	○	○				
	六戸町					○		○	○	○	○	○	○				
	横浜町					○		○	○	○	○	○	○				
	東北町					○		○	○		○	○	○				
	六ヶ所村	○			○	○		○	○		○		○				○

２　県が実施する地域生活支援事業等

地域生活支援事業における県の役割の一つである専門性の高い相談支援事業については、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態に即して支援に向けた体制の整備を図ります。また、広域的な支援に向けた対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

（１）専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援をします。

①　発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点である発達障害者支援センターでは、本人や家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障害者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行います。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	2,562	2,491	2,500	2,500	2,500	2,500

②　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

記憶障害・注意障害・社会的行動障害などの高次脳機能障害等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター、メディカルコート八戸西病院）を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に対する普及啓発、障害者の支援手法等に関する研修を行います。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	拠点箇所数	1	2	2	2	2	2
	相談件数	432	444	470	470	470	470

③　障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の生活を支えるため、障害児（者）施設が有する機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図ります。

本事業では、障害児（者）施設職員の訪問による療育指導、障害児（者）施設への来所による専門的な療育相談・指導、障害児（者）施設職員による障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

障害児等療育支援事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	1,705	1,339	1,318	1,500	1,500	1,500

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者養成研修事業

※Ⅴ４①を参照

② 要約筆記者養成研修事業

※Ⅴ４②を参照

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者への通訳や移動介助の知識・技能を有する者を養成します。

盲ろう者向け通訳･介助員養成研修事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	修了件数		21	0 (*1)	20	20	20

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

④ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症のある人との意思疎通について、一定の知識と技能を有し、失語症のある人を支援する者である「失語症者向け意思疎通支援者」を養成します。

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	修了件数				10	10	10

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

手話通訳者･要約筆記者派遣事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	利用件数	27	41	35	40	40	40

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	22	40	20	20	20	20

（４）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう支援します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施件数	5	7	10	10	10	10

（５）広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行います。また、各圏域に自立支援協議会を設置し、各圏域レベルの障害福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議を行います。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
相談支援体制整備事業	配置人数	３	３	３	３	３	３

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援等を推進するため、各圏域において、地域生活支援広域調整会議を設置し、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制づくり等に関する協議を行います。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
地域生活支援広域調整会議等事業	開催回数	98	0	140	140	140	140

イ　地域移行・地域生活支援事業

相談支援事業所等での活用を前提とした、精神障害者の地域移行を支援するピアサポーターを養成します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
ピアサポート	従事者数	－	－	－	4	4	4

③　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催回数	1	1	1	1	1	1

（6）サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービスや相談を行う者やサービス提供者に必要な指導を行う管理者を育成し、サービスや相談支援の質の向上を図ります。

①　障害支援区分認定調査員等研修事業

※Ｖ３①を参照

②　相談支援従事者養成研修事業

※Ｖ３②を参照

③　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業

※Ｖ３③を参照

④　居宅介護従事者等養成研修事業

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等（同行援護従事者）の養成を図ります。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
居宅介護従事者等養成研修事業（実施（見込）回数）	実施回数	2	2	0 (*1)	1	1	1

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止

⑤　身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	実施回数	6	6	6	8	8	8

⑥　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

※Ｖ４③を参照

（7）日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）に対し、青森県身体障害者福祉協会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内６地区においてストマ用装具や社会生活に関する講習を実施します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
オストメイト社会適応訓練事業	実施箇所数	4	3	2 (*1)	6	6	6
	受講者数	400	300	100 (*1)	400	400	400

*1 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため

② 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉協会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院の３箇所において発声訓練を行います。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
音声機能障害者発声訓練事業	実施箇所数	2	2	3	3	3	3
	利用者数	612	621	790	790	790	790

（8）社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課と青森県聴覚障害者情報センターに配置します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
手話通訳者設置	設置箇所数	2	2	2	2	2	2
	設置者数	3	3	3	3	3	3

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕や手話を挿入したＤＶＤを製作し、青森県聴覚障害者情報センターに整備し聴覚障害者等へ貸し出します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
字幕入り映像ライブラリーの提供	貸出箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	19	23	50	50	50	50

③ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障害者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
点字による即時情報ネットワーク	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	50	50	50	50	50	50

④ 障害者社会参加推進センターの運営

障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に県障害者社会参加推進センターを設置・運営します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
障害者社会参加推進センター運営	箇所数	1	1	1	1	1	1

⑤ 視覚障害者歩行訓練事業

視覚障害者の補装具である「白杖」を使用した障害者単独の歩行技術を修得させることを目的として、歩行訓練士による歩行訓練（白杖訓練）を実施します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
歩行訓練士による歩行訓練（白杖訓練）	参加者数			15	15	15	15

⑥ 奉仕員養成研修

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による文書の翻訳や作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読へ協力する音訳奉仕員、聴覚障害者の日常生活上の初歩的な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
点訳奉仕員養成研修	受講者数	6	13	10	10	10	10
音訳奉仕員養成研修	受講者数	9	7	8	8	8	8
手話奉仕員養成研修	受講者数	42	36	40	40	40	40

⑦ スポーツ・レクリエーション教室開催

障害者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館においてスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
スポーツ･レクリエーション教室開催	参加者数	956	976	800	1,000	1,000	1,000

⑧ 障害者スポーツ選手等育成・強化事業

障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに参加し、活躍できる環境づくりを目指し、競技者の裾野拡大、選手の育成強化及び指導者の確保資質向上等を図るための体験会や練習会、指導者向けの講習会等を開催します。

		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
育成強化対象競技数	競技数	ー	3	7	14	14	14

⑨ 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動の振興を図るため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設け、情報提供するなどの支援をします。

芸術･文化講座開催等事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	利用者数	385	346	360	360	360	360

⑩　青森県障害者芸術文化活動支援センターの運営（※障害者芸術文化活動普及支援事業）

芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、支援団体等を支援するため、社会福祉法人あーるどを障害者芸術文化活動支援センターとし、障害者の芸術文化活動を支援する体制を整備します。

障害者芸術文化活動支援センター		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	箇所数	1	1	1	1	1	1

⑪　サービス提供者情報提供等事業

障害者が都道府県を移動する場合に､現地のガイドセンター､ねむのき会館等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

サービス提供者情報提供等事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1

（９）地域生活支援促進事業

①　発達障害支援体制整備事業

発達障害児（者）に対して、県発達障害者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

発達障害支援体制整備事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	研修会等実施回数	63	81	80	80	80	80
	家族支援等実施回数	27	26	115	120	120	120

②　障害者虐待防止・権利擁護研修事業

※Ｖ５を参照

③　障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターでは、障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、労働局と県で分担し、県は生活支援に係る運営を社会福祉法人等に委託します。各センターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障害者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

障害者就業・生活支援センター事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	実施箇所数	６	６	６	６	６	６
	利用者数	1,998	2,133	2,137	2,155	2,213	2,271

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（実績）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	修了者数	34	30	20	25	25	25

⑤ 強度行動障害支援者養成研修事業

※Ｖ３⑥を参照

⑥ 手話講習会開催事業

手話技術を取得していない聴覚障害者及び健常者を対象に手話に関する講習会を実施します。

手話講習会開催事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	実施回数	52	50	50	50	50	50

⑦ 意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業

意思疎通支援者の人材育成・確保を図るため、手話通訳士、手話奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員を対象とし研修を実施します。

意思疎通支援者キャリアパス構築推進事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	参加者数			30	30	30	30

⑧ 精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施

精神障害者、回復者、精神障害者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を促進します。

精神障害者家族学習交流会･回復者交流会		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	参加人数	902	960	983	944	944	944

⑨ 障害者ＩＴサポートセンターの運営

障害者の情報通信技術（ＩＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障害者ＩＴサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障害者別講習会を実施します。

障害者ＩＴサポートセンターの運営		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	457	422	450	450	450	450

⑩　パソコンボランティアの養成

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

パソコンボランティアの養成		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	養成人数	2	0	1	1	1	1

⑪　身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

身体障害者補助犬育成事業		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	利用者数	0	1	1	1	1	1

⑫　地域における読書バリアフリー体制強化事業

障害の有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害以外の障害者にも読む楽しさを提供できる人材の育成及び確保を目指し、障害特性とそれに合った支援方法を学ぶ研修等を開催します。

読書バリアフリー研修等		平成 30 年度（実績）	令和元年度（実績）	令和 2 年度（見込）	令和 3 年度（見込）	令和 4 年度（見込）	令和 5 年度（見込）
	参加者数	―	―	100	100	100	100

3　各事業の見込量の確保のための方策

本計画における基本的目標(P4)では、障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行の推進を掲げ、具体的な成果目標(P32～39)を設定しています。

障害者が、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用とともに、障害者の日常生活をサポートする事業や障害者が社会の様々な場面で活動するための支援が必要です。地域生活支援事業等には、このような支援として、①相談支援、②意思疎通支援、③移動支援、④日常生活支援、⑤社会参加支援、⑥就業・就労支援、⑦専門的な支援、⑧広域的な支援等に関する事業があり、障害者が地域で生活しやすい環境の整備を図っています。

現在、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院していて、今後地域において生活することができると思われる障害者や、福祉施設から一般就労への移行を目指す障害者が、社会の一員として新たに自立した生活ができるよう、県は市町村と連携し地域生活支援事業等の効果的な実施を推進します。

また、各事業の実施に当たっては、障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、専門性を有する社会福祉法人や団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。

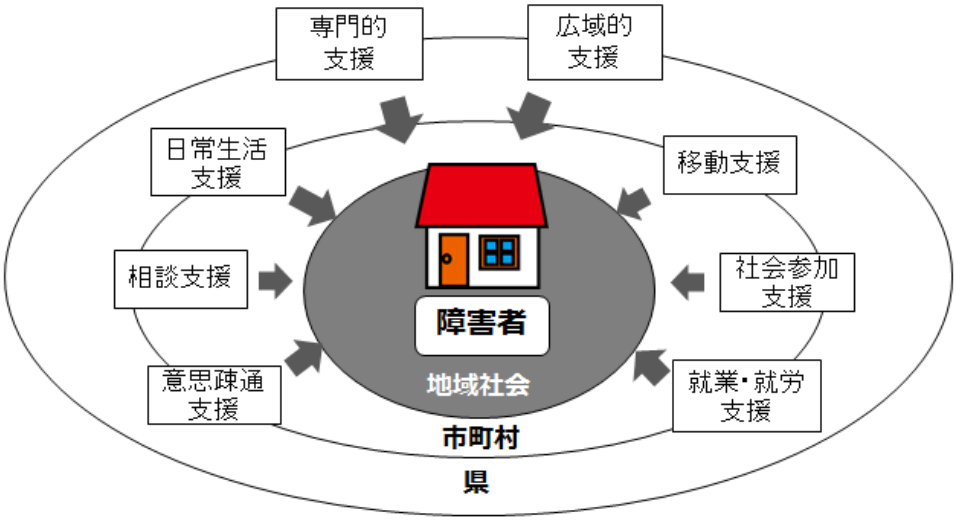

地域生活支援事業等の支援イメージ

Ⅶ　教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組

本県における民間企業（５０人規模以上の企業）の障害者雇用の状況は、令和元年６月１日現在で雇用されている障害者の数が３，５４５．５人（前年比７０人、２．０%増加)、実雇用率は２．２９%（前年比０．０６ポイント上昇）となりました。障害者雇用率は年々増加しており、民間企業の法定雇用率である２．２%を上回っていますが、未達成企業の割合は４４．９%となっています。

障害者の就労を促進するためには、ハローワークなどの労働局、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等における公的な就労支援の施策のほか、本県でも、特別支援学校において就職指導や生徒のキャリア教育、商工労働部において事業主に対する理解促進や障害者の雇用先の開拓など、多方面での取組を行っています。

また、農林水産部においては、「農福連携」として農業分野における障害者の就労促進の取組を展開しているとともに、健康福祉部では、一般就労が困難な障害者が意欲的に生産活動に取り組むことができるよう、障害者就労継続支援Ｂ型事業所の工賃向上を図る取組を実施しています。

１　教育行政における支援（令和３年度実施事業）

（１）特別支援学校就職促進事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習を円滑に実施するための条件整備を図ります。

（２）特別支援学校技能検定事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部に在籍する生徒の将来に対する「夢や志」や「チャレンジする心」の育成を目的とした青森県版「特別支援学校技能検定」を実施するほか、地域の外部人材を活用した授業改善を図るなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア・職業教育の充実を図ります。

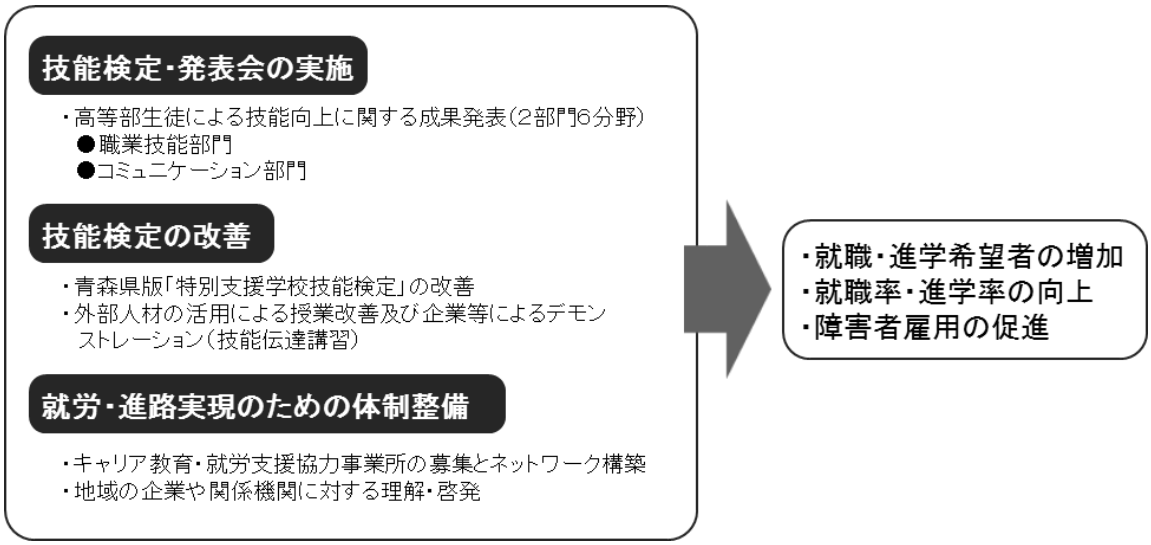

（３）特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進事業

青森県教育庁障害者就労促進センターを設置して特別支援学校卒業生等を雇用（期限付き）し、企業への就労移行を円滑に進める職業スキル等の育成のためのプログラム開発を行うほか、学校職員や企業等への就労促進に関する理解啓発を図るなど、特別支援学校卒業者等の進路希望を実現するための就労移行に関する研究及び体制整備を行います。

（４）特別支援学校進路指導主事研究協議会（教員対象）

特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

２　雇用行政における支援（令和３年度実施事業）

（１）障害者雇用促進事業

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用優良事業所等表彰式典を開催します。

（２）障害者雇用促進加速化事業

障害者雇用に対する事業主への理解促進及び障害者の雇用先の開拓、職業訓練や職場実習の支援体制の強化並びに職業訓練を受講しやすい環境を整備し、障害者の雇用促進を図ります。

３　農業行政における支援（令和３年度実施事業）

○　地域がつながる農福連携促進事業【重点】

農業分野における障害者の就労機会の拡大と取組定着に向けて、農福連携を促進する人財を育成するため、農業者や福祉事業所の職員を対象とした「農業ジョブトレーナー養成研修」の開催や、障害者の実践的な農作業能力向上を目的とした農作業ユニットによる農作業実習の実施のほか、農協や社会福祉法人など中間支援組織の情報交換会を開催します。

また、農業者による障害者の受入れを拡大するため、地域段階におけるワンストップ窓口の構築や、就労促進に向けた福祉事業所と農業法人の交流会の開催、作物別の作業事例集の作成に取り組みます。

４　福祉行政における支援（令和３年度実施事業）

教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、１人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障害者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。

また、障害者就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の向上を図るための取組を行い、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。

○　障害者就労施設工賃向上支援事業

就労継続支援Ｂ型事業所の工賃向上を支援するため、市町村を巻き込んだ取組の展開として、関係者による協議会を県内６圏域ごとに設置し、就労継続支援Ｂ型事業所の物品や役務の発注に対する意見交換を行い、効率的な販売促進を目指します。

また、低工賃の事業所に対して実地による指導を行い、課題の把握、工賃向上のための計画作成を支援します。

青森県障害福祉サービス実施計画（第６期計画）策定経過	
年　　月　　日	内　　容
令和２年10月20日	第１回青森県障害者施策推進協議会
令和２年12月21日	第２回青森県障害者施策推進協議会
令和３年１月 29日～ 令和３年２月 26日	パブリックコメント
令和３年３月 12日	第３回青森県障害者施策推進協議会

青森県障害者施策推進協議会

１　設置根拠　　障害者基本法第36条第１項

２　設置年月日　　平成６年６月１日

３　担当事務　　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第１項の規定により次の事務をつかさどる。

① 県障害者計画に関し、障害者基本法第11条第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

② 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

③ 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

４　委員構成　　関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者

５　定数・任期　　16人以内　２年

６　委員名簿（五十音順　令和３年３月）

氏　　名	役　　職　　等
青田　俊枝	社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材課長
浅利　久雄	青森県精神障害者福祉事業者協会会長
安保　由美	青森県自閉症協会幹事
大嶋　祝子	八戸市福祉部障がい福祉課副参事
大山　力	弘前大学大学院医学研究科教授
小田垣　妙子	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会理事
加藤　彰	一般社団法人青森県建築士事務所協会会長
神田　康幸	青森労働局職業安定部職業対策課長
桐原　郁子	特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会理事
谷川　幸子	青森県重症心身障害児（者）を守る会会長
○對馬　礼子	元青森県視覚障害者情報センター所長（元県立盲学校校長）
鳥山　夏子	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会副理事長
町田　徳子	青森県発達障害者支援センター「ステップ」センター長
山越　亮子	一般社団法人青森県ろうあ協会理事
◎山田　金治	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長
山本　富士子	青森県社会福祉法人経営者協議会理事

◎会長　○副会長

「青森県障害福祉サービス実施計画（第６期計画）」

発行　青森県健康福祉部障害福祉課
〒030－8570　青森市長島一丁目１番１号
TEL　017-734-9307　　FAX　017-734-8092